

青森市障がい福祉計画 第6期計画（素案）

令和3年度～令和5年度

令和3年3月



青森市

— 目 次 —

第1章 計画策定の基本的考え方	1
I 計画策定の趣旨	1
II 計画の位置づけ	2
III 計画期間	2
IV 計画の進行管理	3
第2章 障がい者数等の推移	4
I 障がい者数の推移	4
II 障害支援区分別認定者数の推移	1 1
III 障害福祉サービス及び障害児通所支援利用者数の推移	1 2
IV 特定医療費（指定難病）医療受給者証の所持者数	1 3
V 特別支援学級の開設数及び児童・生徒数の推移	1 3
VI 障がい者向けサービス事業所数の推移	1 5
第3章 アンケート調査	1 6
I アンケート調査の概要	1 6
II アンケート調査の結果（抜粋）	1 7
第4章 成果目標	3 0
I 福祉施設の入所者の地域生活への移行	3 0
II 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	3 1
III 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	3 2
IV 福祉施設から一般就労への移行等	3 3
V 障がい児支援の提供体制の整備等	3 5
VI 相談支援体制の充実・強化等	3 6
VII 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	3 7
第5章 障害福祉サービス等の見込量	3 8
I 障害福祉サービスのサービス毎の見込量	3 8
II 地域生活支援事業に関する各事業の見込量	5 7

用語の表記について

「障害」の「害」の字について、本市では、「害」の字の否定的なイメージから受ける「差別感」や「不快感」を考慮し、障がいのある方の人権をより尊重するという観点から、2014年（平成26年）4月より法律名や法令用語、固有名詞等を除き、原則として、人や人の状態を表す場合には、「害」の字をひらがなで表記しています。

第1章 計画策定の基本的考え方

I 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、平成28年3月に「誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現」を基本理念とする「青森市障がい者総合プラン」を本市の障がい施策を推進するための分野別計画として策定しました。

その中で、障がいのある方の日常生活を支えるさまざまなサービスの提供などの障がいのある方が地域で主体的な生活を送ることができるための支援をおこなっていくとともに、障がいのある方がさまざまな活動に積極的に参加できる環境を整備し、地域で共に支え合って生活する仕組みづくりの推進のため、「互いを尊重し支え合う社会の形成」、「障がい者の地域生活支援の充実」、「障がい者の自立した生活の確保」、「障がい者の安全・安心な暮らしの確保」という4つの基本方向を定め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて取り組んできました。

また、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）から平成25年4月に改正施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、平成29年度に「青森市障がい福祉計画第5期計画」を策定しましたが、令和2年度をもって計画期間が終了となることから、次期計画として、「青森市障がい福祉計画第6期計画」を策定いたします。

本計画は、国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「国の基本指針」という。）に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標である「成果目標」と、成果目標を達成するために必要となる「障害福祉サービス等の見込量」を定めるほか、これらを達成するための方策についても定めることとされています。

本市では、「青森市障がい者総合プラン」及び「青森市障がい福祉計画第6期計画」を今後、障がい者施策を推進するための指針とした上で、平成29年4月に施行した「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の目的である、障がいのある人もない人も、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現、また、令和2年4月に施行した「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」の目的である、障がいの有無に関わらず誰もが互いに意思を伝え合い、理解し合える環境づくりの実現を目指してまいります。

II 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、「青森市障がい者総合プラン」の実施計画として位置づけ、また、児童福祉法（昭和22年法律第64号）の平成28年6月の改正に基づき、障害児福祉サービスなど種類ごとの必要な見込量などを定める「障がい児福祉計画」と一体のものとして策定しています。

また、「障がいのある方」とは、年齢にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障がいなどに起因する身体または精神上の障がいがあり、長期にわたり生活上の支障のある方とし、18歳未満の「障がいのある児童」も含まれます。

なお、「青森市障がい者総合プラン」については、本プランの上位計画として平成31年2月に策定した「青森市新総合計画前期基本計画」に掲げた「基本方向」及び「主な取組」との整合性が図られていることから、本プランと「青森市新総合計画前期基本計画」の終期を合わせるため、本プランの終期を令和5年度まで延長するものとししました。

III 計画期間

本計画の期間は、国の基本指針において3年を1期として策定するものとされていることから、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
青森市障がい者計画	青森市障害者計画 H19～H24				青森市障害者計画 H25～H27			青森市障がい者総合プラン H28～R2					期間延長 R3～R5		
青森市障がい福祉計画	第2期計画 H21～H23			第3期計画 H24～H26			第4期計画 H27～H29			第5期計画 H30～R2			第6期計画 R3～R5		

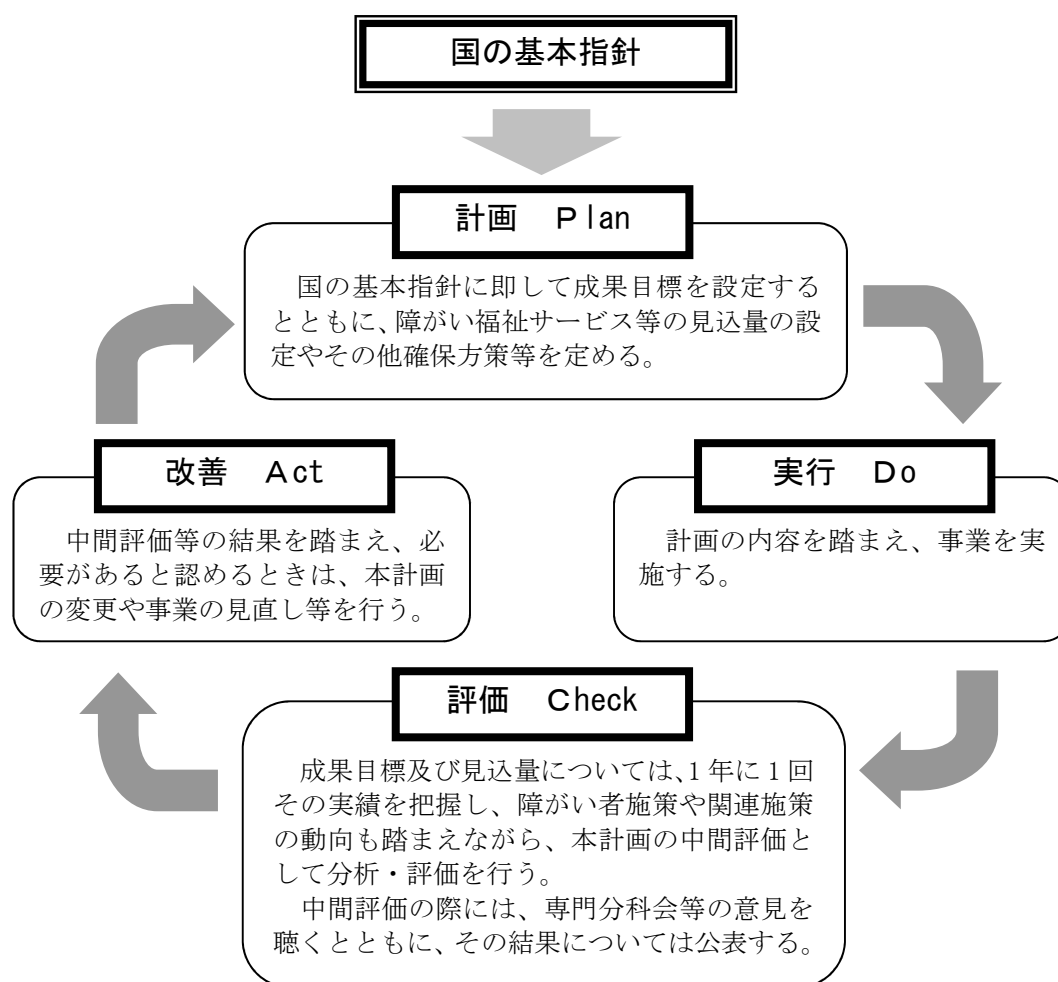
IV 計画の進行管理

国の基本指針では、障がい福祉計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずることとされています。このため、本計画における目標等については、年に1回は実績を把握し、障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価（中間評価）を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、本計画は、「青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会」で計画の進行管理及び中間評価を行います。

なお、成果目標の達成に向けて、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であるため、医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の関係機関との連携を図ります。

本計画におけるPDCAサイクル

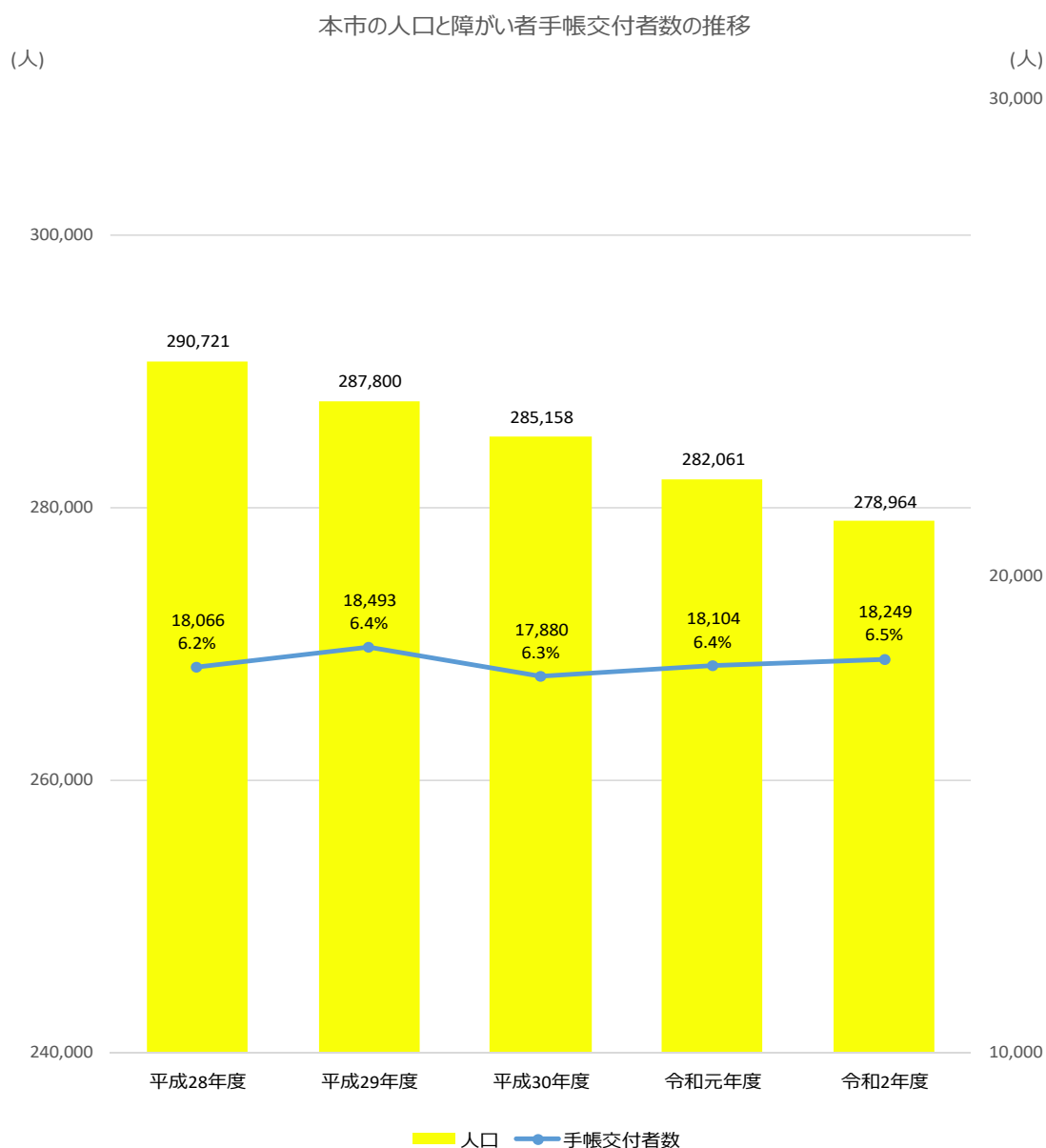


第2章 障がい者数等の推移

I 障がい者数の推移

1 本市の人口と障がい者手帳交付状況

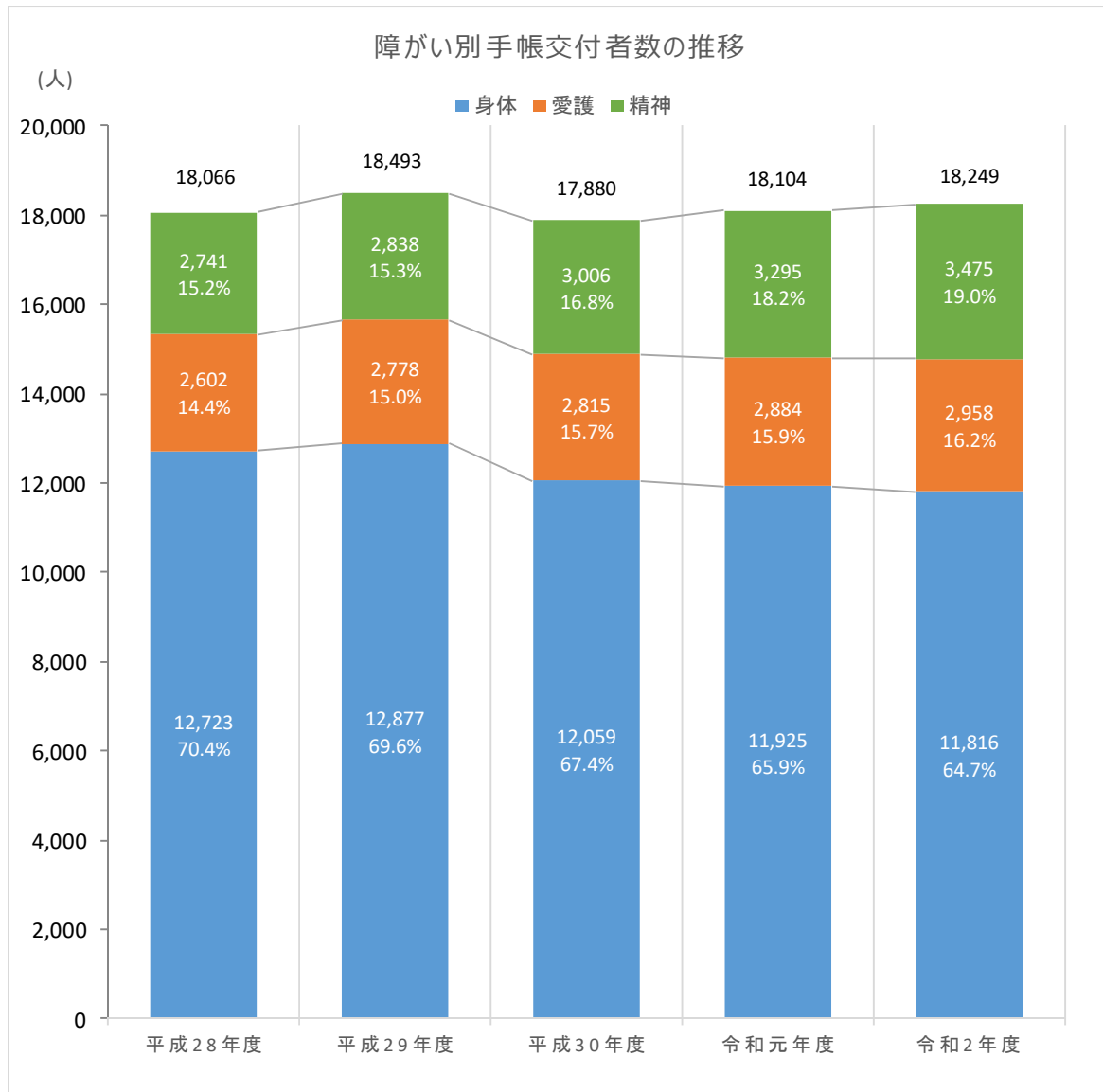
人口は年々減少傾向にあり、令和2年度の人口は、平成28年度と比較し、11,757人、4.0%減少していますが、障がい者手帳交付者数はほぼ一定であり、平成28年度と比較すると、令和2年度の手帳交付者数は183人の増、人口に占める割合は1.0%の増となっています。



※人口（住民基本台帳調べ）及び手帳交付者数は、各年度4月1日現在

2 障がい別手帳交付状況

愛護・精神ともに手帳交付者数は年々増加傾向にあり、平成28年度から令和2年度までの障がい別の増加率は、高い順に、精神障がい者が26.8%、知的障がい者が13.7%となっています。



※手帳交付者数は、各年度4月1日現在

第2章 障がい者数等の推移

3 年齢別手帳交付状況

障がい者手帳交付者数のうち65歳以上の方の割合について、身体障がいでは、65%を超えたまま推移しており、令和2年度は平成28年度と比較し、知的障がいでは、10.7%から11.1%、精神障がいが21.3%から21.6%に増加しており、高齢化の傾向にあることがわかります。

年齢別手帳交付者数の推移

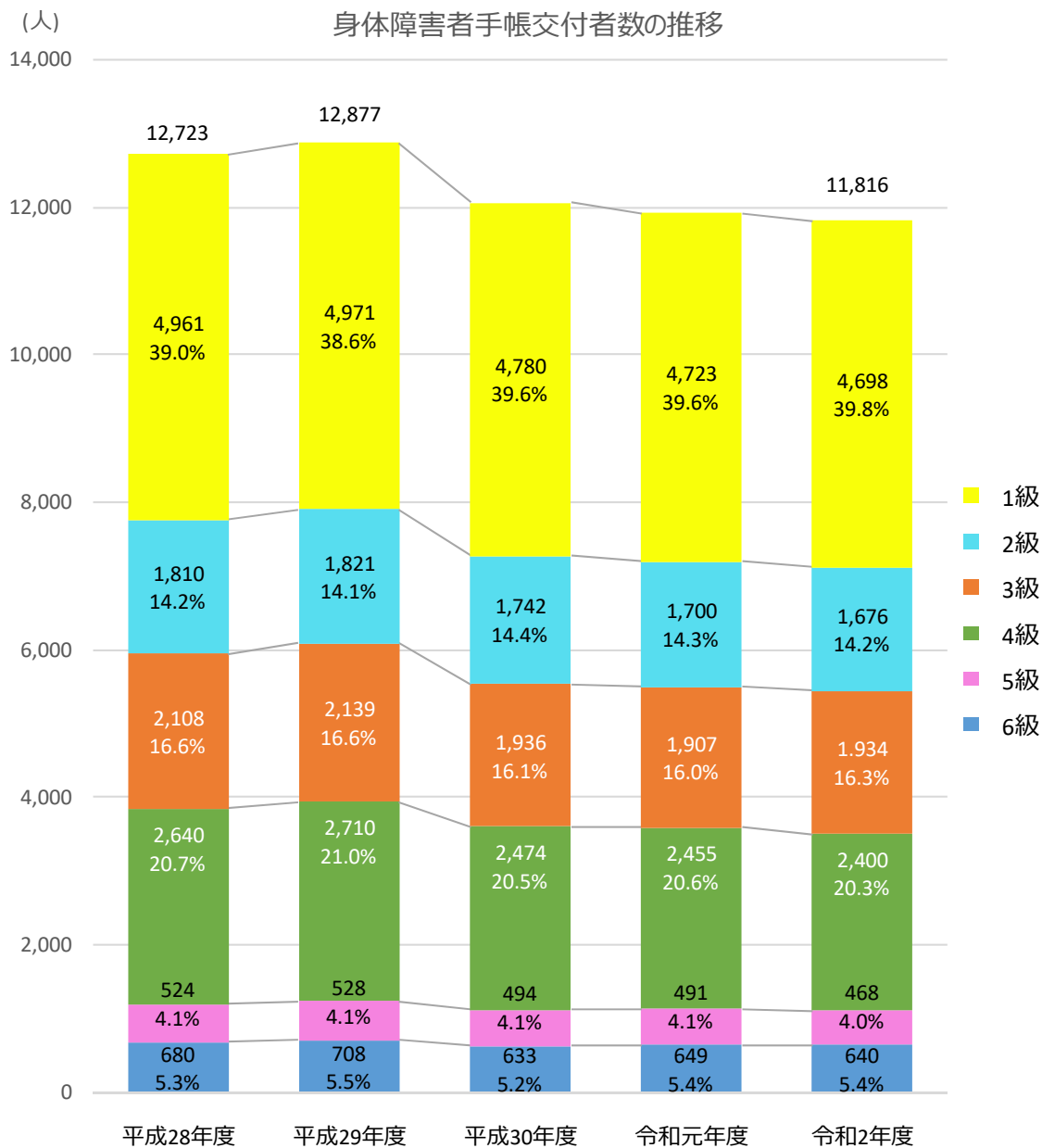
(単位：人)

区分	年齢	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者 手帳	18歳未満	252	279	273	251	244
		1.9%	2.1%	2.2%	2.1%	2.0%
	18歳以上	3,849	4,054	2,214	3,108	3,040
		30.3%	31.5%	18.4%	26.1%	25.7%
	65歳以上	8,622	8,544	9,572	8,566	8,532
		67.8%	66.4%	79.4%	71.8%	72.2%
計	12,723	12,877	12,059	11,925	11,816	
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%
愛護(療育) 手帳	18歳未満	564	548	554	567	581
		21.7%	19.7%	19.7%	19.7%	19.6%
	18歳以上	1,760	1,935	1,952	1,991	2,050
		67.6%	69.7%	69.3%	69.0%	69.3%
	65歳以上	278	295	309	326	327
		10.7%	10.6%	11.0%	11.3%	11.1%
計	2,602	2,778	2,815	2,884	2,958	
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
精神障害者 保健福祉手帳	20歳未満	86	88	115	161	205
		3.1%	3.1%	3.8%	4.9%	5.9%
	20歳以上	2,070	2,118	2,232	2,578	2,519
		75.5%	74.6%	74.3%	78.2%	72.5%
	65歳以上	585	632	659	556	751
		21.3%	22.3%	21.9%	16.9%	21.6%
計	2,741	2,838	3,006	3,295	3,475	
		99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※手帳交付者数は、各年度4月1日現在

4 身体障害者手帳の等級別の交付状況

身体障害者手帳の交付者数は年々減少傾向ではありますが、平成30年度からはほぼ横ばいで推移しています。



※手帳交付者数は、各年度4月1日現在

第2章 障がい者数等の推移

5 身体障害者手帳の障がい別の交付状況

身体障害者手帳の障がい別の交付者のうち、「音声・言語・そしゃく機能障がい」「内部障がい」については、ほぼ横ばいで推移しています。

「肢体不自由」については、わずかながら年々減少傾向にあります。

身体障害者手帳の障がい別の交付状況の推移

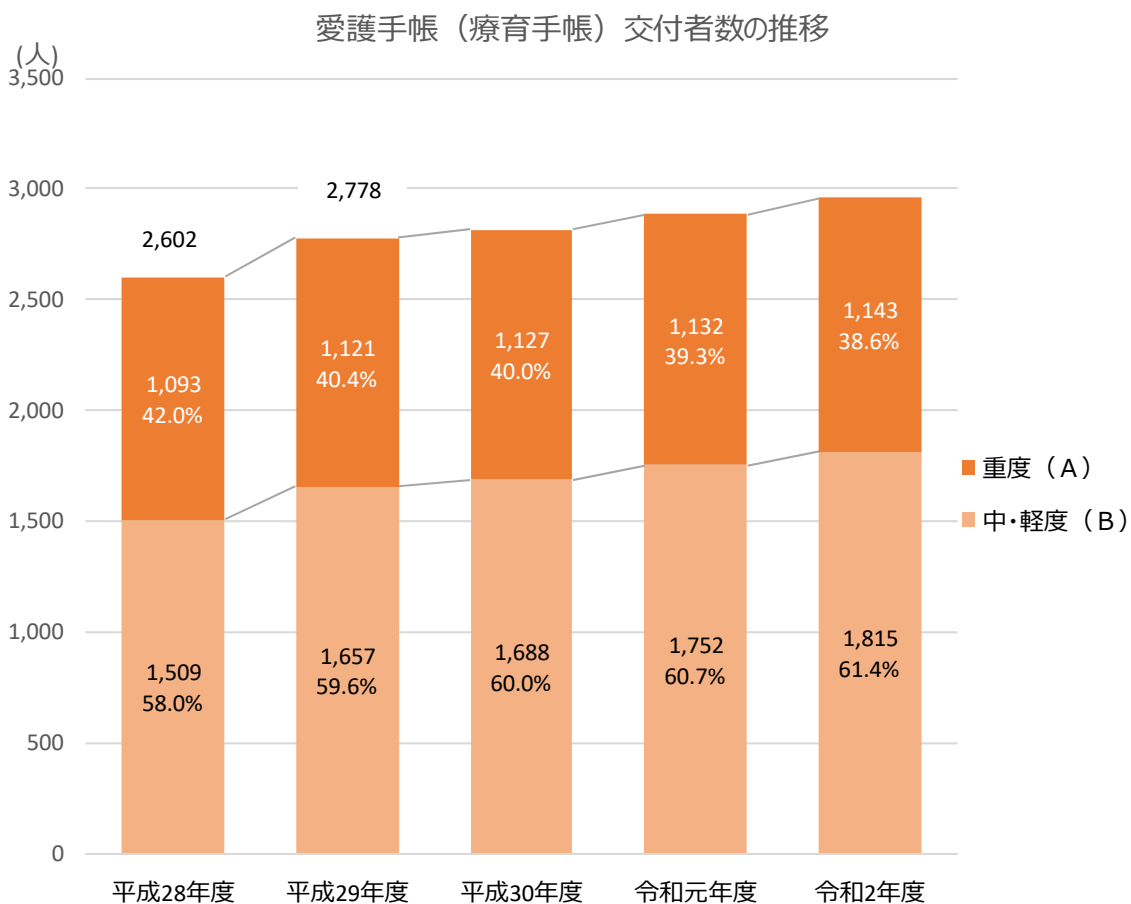
区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚障がい	人	779	786	719	723	713
	%	6.12	6.10	5.96	6.06	6.03
聴覚・平衡機能障がい	人	1,079	1,091	1,017	996	990
	%	8.48	8.47	8.43	8.35	8.38
音声・言語・そしゃく 機能障がい	人	109	112	99	96	100
	%	0.86	0.87	0.82	0.81	0.85
肢体不自由	人	6,326	6,315	5,833	5,682	5,513
	%	49.72	49.04	48.37	47.65	46.66
内部障がい	人	4,430	4,573	4,391	4,428	4,500
	%	34.82	35.51	36.41	37.13	38.08
心臓機能障がい	人	2,811	2,870	2,760	2,792	2,845
	%	22.09	22.29	22.89	23.41	24.08
じん臓機能障がい	人	898	933	950	947	968
	%	7.06	7.25	7.88	7.94	8.19
呼吸器機能障がい	人	175	179	145	126	126
	%	1.38	1.39	1.20	1.06	1.07
ぼうこう・ 直腸機能障がい	人	508	546	491	513	507
	%	3.99	4.24	4.07	4.30	4.29
小腸機能障がい	人	4	4	7	5	5
	%	0.03	0.03	0.06	0.04	0.04
免疫機能障がい	人	19	22	23	24	28
	%	0.15	0.17	0.19	0.20	0.24
肝臓機能障がい	人	15	19	15	21	21
	%	0.12	0.15	0.12	0.18	0.18
合計	人	12,723	12,877	12,059	11,925	11,816
	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

※手帳交付者数は、各年度4月1日現在

6 愛護（療育）手帳の程度別の交付状況

愛護（療育）手帳の交付者数は年々増加傾向にあり、令和2年度は平成28年度と比較し、356人、13.7%増加しています。

程度別では、重度（A）が50人、4.6%であるのに対し、中・軽度（B）が306人、20.3%と大きく増加しています。



※手帳交付者数は、各年度4月1日現在

7 重症心身障がい児（者）の状況

愛護手帳（療育手帳）の重度（A）と、身体障害者手帳の肢体不自由（下肢1級、体幹1級）又は脳原性運動機能障がい（移動機能障がい1級）の両方を所持する重症心身障がい児（者）は、令和2年8月1日現在で123人となっています。

重症心身障がい児（者）の内訳

(単位：人)

重症心身障がい児（者）		肢体不自由			脳原性運動機能障がい
		下肢1級	体幹1級	下肢1級・体幹1級	移動機能障がい1級
18歳未満	25	5	1	8	11
18歳以上	98	44	10	24	20
合計	123	49	11	32	31

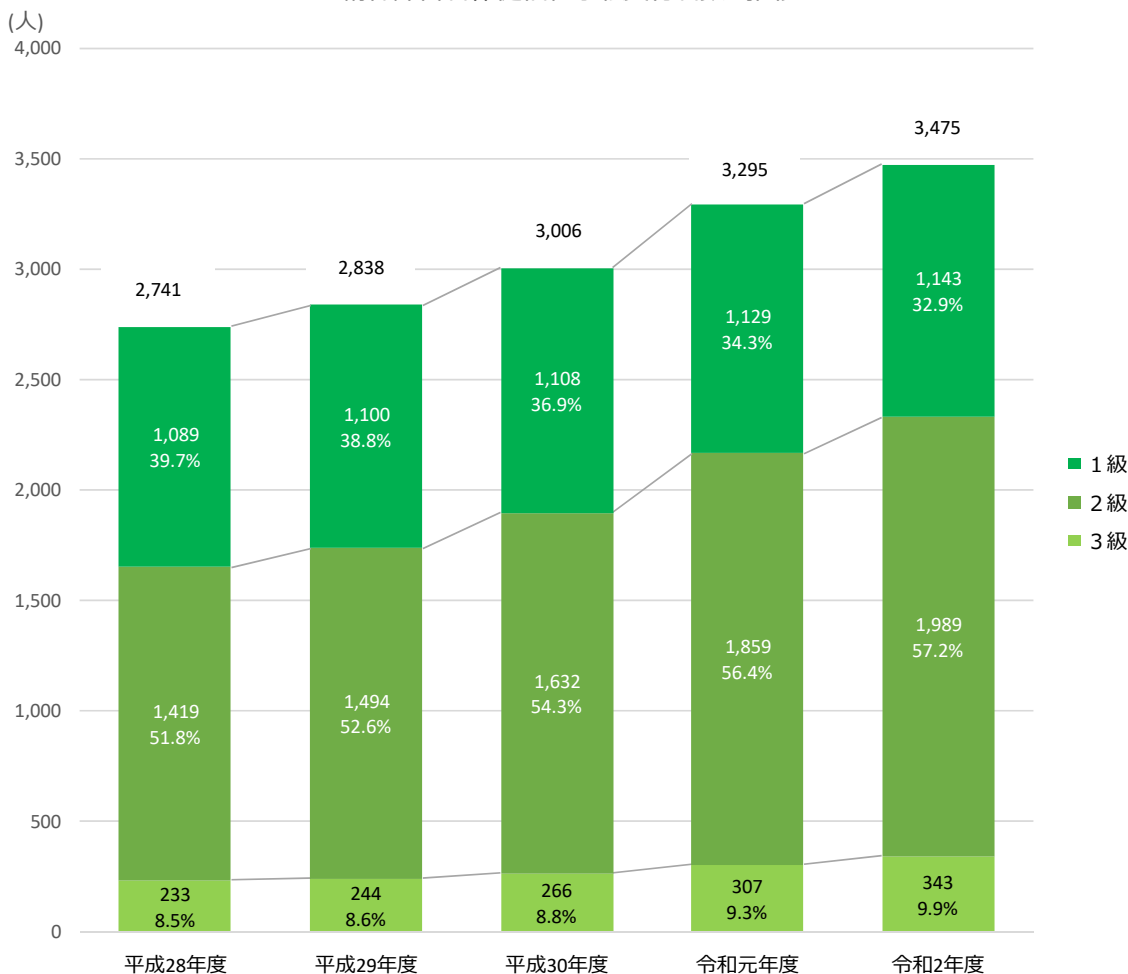
令和2年8月1日現在

8 精神障害者保健福祉手帳の等級別の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年々増加傾向にあり、令和2年度は平成28年度と比較し、734人、26.8%増加しています。

等級別では、1級が5.0%、2級が40.2%、3級が47.2%増加しており、全ての等級で増加率が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

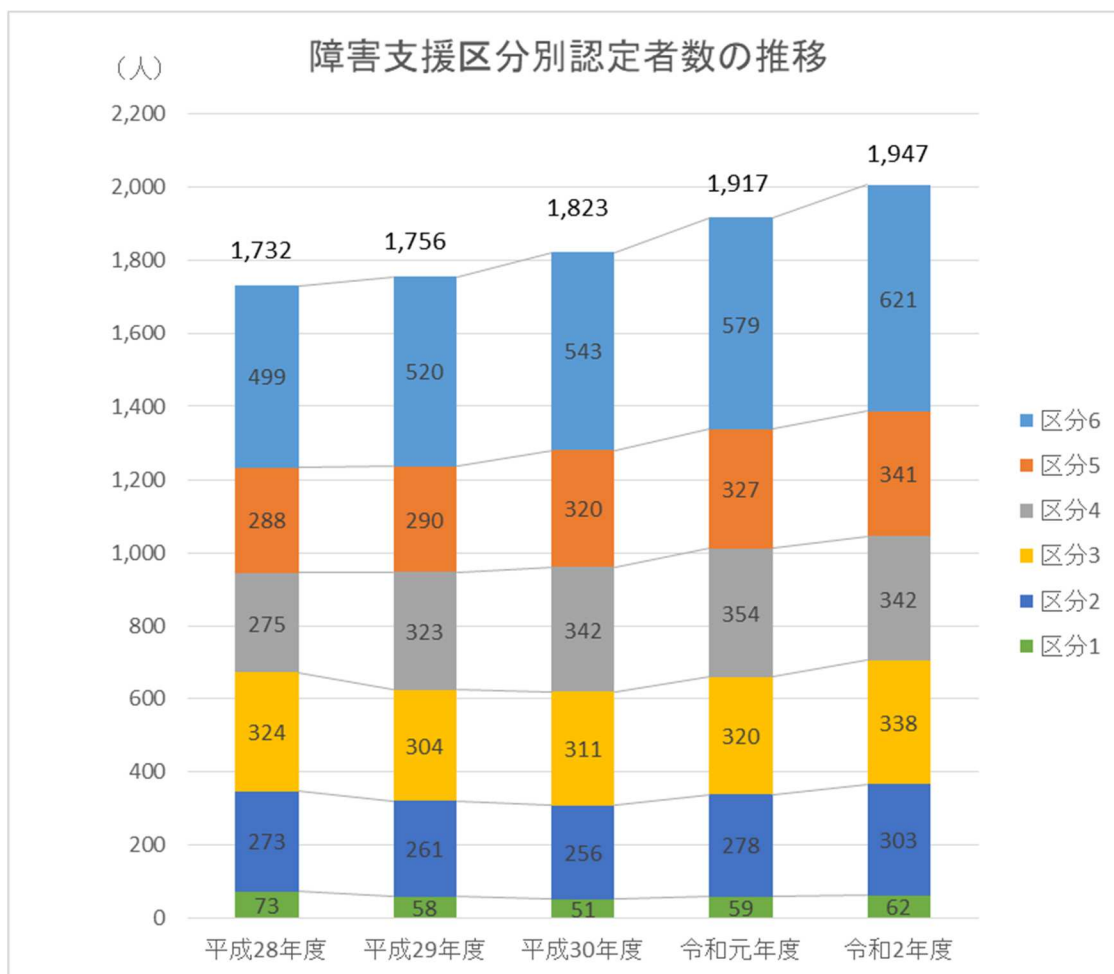


※手帳交付者数は、各年度4月1日現在

II 障害支援区分別認定者数の推移

障害支援区分別認定者数は、年々増加傾向にあり、令和2年度は平成28年度と比較し、215人、12.4%増加しています。

障害支援区分別では、最も支援の度合いが高い区分6、並びに区分4が24.4%の増加率で、以下、区分5が18.4%、区分3が4.3%、区分2が10.9%増加と増加傾向にあり、支援度合いが最も低い区分1は横ばいとなっています。



※認定者数は、各年度4月1日現在

Ⅲ 障害福祉サービス及び障害児通所支援利用者数の推移

障害福祉サービスの利用者数は年々増加傾向にあり、令和元年度は平成27年度と比較し、478人、15.0%増加しています。

障害児通所支援の利用者数は年々増加傾向にあり、令和元年度は平成27年度と比較し、344人、76.3%増加しています。

障害福祉サービス及び障害児通所支援利用者数の推移

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害福祉サービス利用者	在宅者 (訪問系サービス・日中活動系サービス利用者)	2,531人	2,620人	2,797人	2,852人	2,983人
		68.3%	69.1%	80.7%	80.8%	81.2%
	共同生活援助利用者	203人	203人	211人	230人	238人
		31.7%	30.9%	46.0%	51.2%	52.7%
	施設入所者	461人	461人	459人	449人	452人
31.7%		30.9%	13.2%	12.7%	12.3%	
小計		3,195人	3,284人	3,467人	3,531人	3,673人
障害児通所支援利用者		451人	536人	630人	720人	795人
合計		3,646人	3,820人	4,097人	4,251人	4,468人

※利用者数は、各年度3月31日現在

- ・訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
- ・日中活動系サービス：生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援
- ・障害児通所支援：児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援

IV 特定医療費（指定難病）医療受給者証の所持者数

原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾病を「指定難病」といい、これらの治療にかかる医療費の一部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があり、対象者には、特定医療費（指定難病）医療受給者証が交付され、障害福祉サービス等の利用申請が可能です。

特定医療費（指定難病）受給者証の所持者数は、平成27年度の対象疾病の大幅な拡大のもあって平成28年度までは増加しているものの、その後は概ね横ばいで推移しています。

特定医療費（指定難病）受給者証の所持者数の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定医療費（指定難病） 医療受給者証の所持者数	2,248人	2,394人	2,159人	2,157人	2,203人

※所持者数は、各年度3月31日現在

※平成27年1月から従前の56疾患が110疾患へ、平成27年7月から306疾患へ、平成29年4月から330疾患へ、平成30年4月からは331疾患、令和元年7月からは333疾患へと対象疾病が拡大されました。

※平成27年1月に特定疾患医療受給者証から特定医療費（指定難病）医療受給者証へと名称が変更されました。

※出典：東青地域県民局地域健康福祉部 事業概要

V 特別支援学級の開設数及び児童・生徒数の推移

市内小・中学校の特別支援学級^{※1}の児童・生徒数については、年々増加傾向にあり、小学校、中学校を合わせると令和2年度は平成28年度と比較し、169人、48.3%増加しています。

障がい別では、自閉症^{※2}・情緒障がい^{※3}の児童・生徒数が特に増加傾向にあり、令和2年度は平成28年度と比較し、115人、54.0%増加しています。

※1 特別支援学級

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、小・中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができることとされている障がい種別ごとの少人数学級のこと。比較的軽度の障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。

※2 自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がい。

※3 情緒障がい

情緒の現れかたが偏っていたり、その現れかたが激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態のこと。

第2章 障がい者数等の推移

特別支援学級の開設数及び児童・生徒数の推移

① 小学校

(単位：人、学級)

年度	知的障がい		自閉症・情緒障がい		肢体不自由		難聴		弱視		病弱		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
平成28年度	90	36	120	38	0	0	1	1	0	0	0	0	211	75
平成29年度	101	37	135	39	2	2	1	1	0	0	0	0	239	79
平成30年度	101	38	165	43	3	3	2	2	1	1	0	0	272	87
令和元年度	123	42	198	48	2	2	3	3	2	1	0	0	328	96
令和2年度	121	39	237	50	2	2	3	3	1	1	0	0	364	95

② 中学校

(単位：人、学級)

年度	知的障がい		自閉症・情緒障がい		肢体不自由		難聴		弱視		病弱		計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
平成28年度	46	15	93	25	0	0	0	0	0	0	0	0	139	40
平成29年度	49	17	73	22	0	0	0	0	0	0	0	0	122	39
平成30年度	45	18	73	21	1	1	0	0	0	0	0	0	119	40
令和元年度	46	17	85	21	0	0	0	0	0	0	0	0	131	38
令和2年度	61	18	91	22	0	0	1	1	2	2	0	0	155	43

③ 合計

(単位：人、学級)

年度	知的障がい		自閉症・情緒障がい		肢体不自由		難聴		弱視		病弱		計	
	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
平成28年度	136	51	213	63	0	0	1	1	0	0	0	0	350	115
平成29年度	150	54	208	61	2	2	1	1	0	0	0	0	361	118
平成30年度	146	56	238	64	4	4	2	2	1	1	0	0	391	127
令和元年度	169	59	283	69	2	2	3	3	2	1	0	0	459	134
令和2年度	182	57	328	72	2	2	4	4	3	3	0	0	519	138

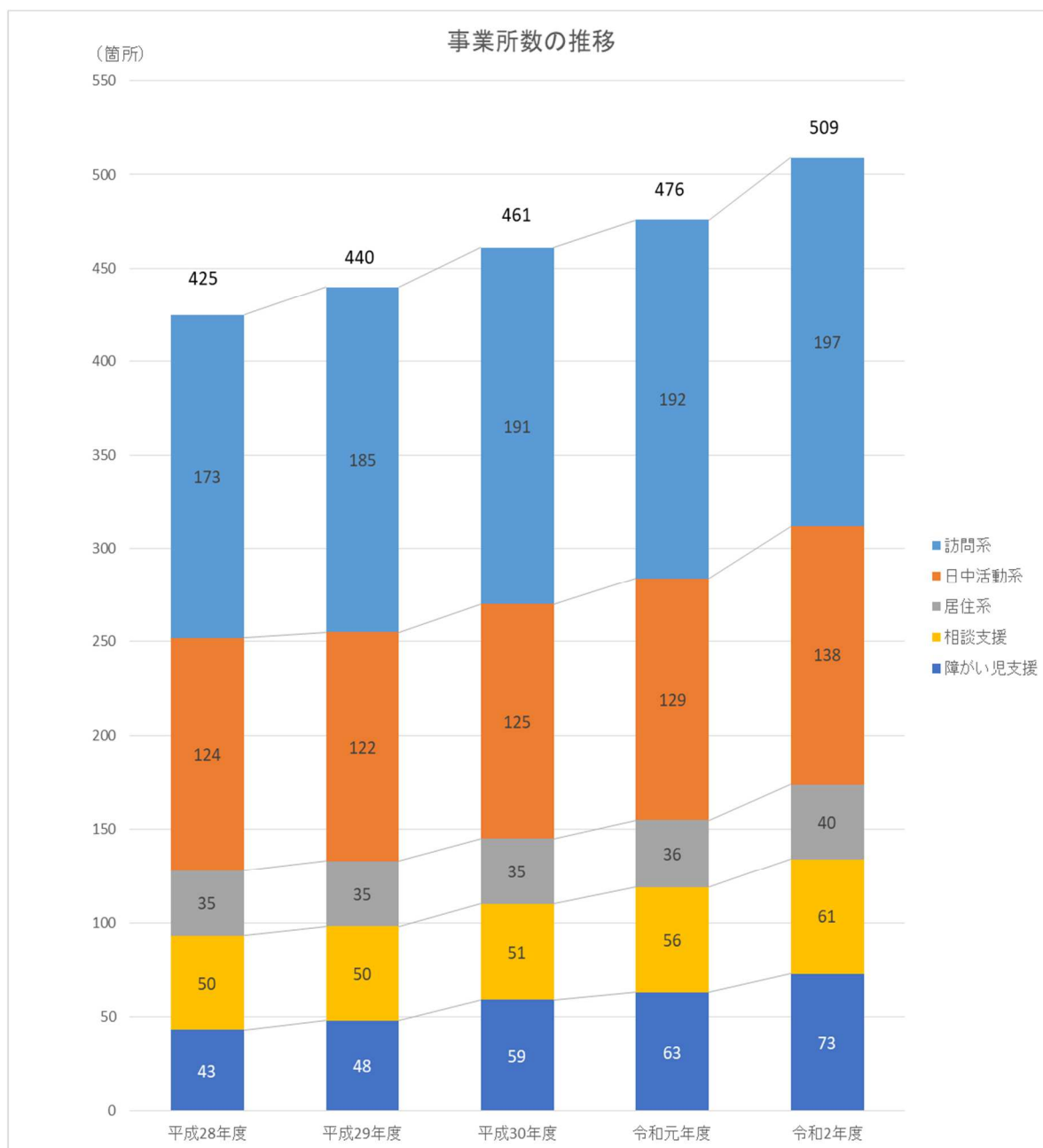
※各年度5月1日現在

※出典：令和2年度青森市の教育（青森市教育委員会事務局）

VI 障がい者向けサービス事業所数の推移

市内の障がい者向けサービスの事業所数は年々増加傾向にあり、令和2年度は平成28年度と比較し、84か所、19.8%増加しています。

特に、障がい児支援の事業所が増加しており、令和2年度は平成28年度と比較し、30か所、69.8%増加しています。



第3章 アンケート調査

I アンケート調査の概要

1 調査の目的

本計画の策定に先立ち、障がいのある方のニーズや意見を幅広く把握し、また、指定障害福祉サービス事業所等におけるサービスの提供体制を把握するため、アンケート調査を実施しました。

2 調査設計

(1) 調査対象者

①障がいのある方

身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳所持者 計2,500人

②事業者

指定障害福祉サービス事業所等を運営する法人 計159法人 290事業所

(2) 調査期間

令和2年7月17日～28日

(3) 抽出方法

①障がいのある方

市内に住所を有する身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、年齢等を考慮し、手帳所持者数の割合で按分して無作為抽出。

②事業者

市内に住所を有する全ての指定障害福祉サービス事業所等

(4) 調査方法

①障がいのある方

郵送配布・郵送回収により実施

②事業者

メール配布・メール回収により実施

3 回収結果

区分	障がいのある方	事業所
配付数	2,500	290
回収数	1,270	133
回収率	50.8%	45.9%

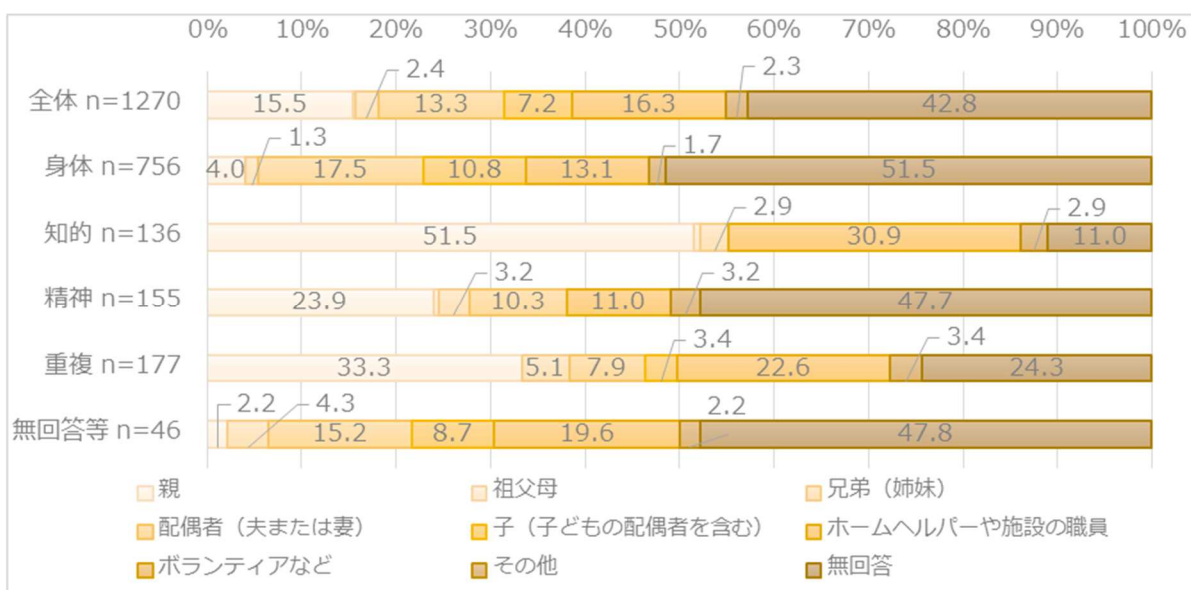
II アンケート調査の結果（抜粋）

【障がいのある方へのアンケート】

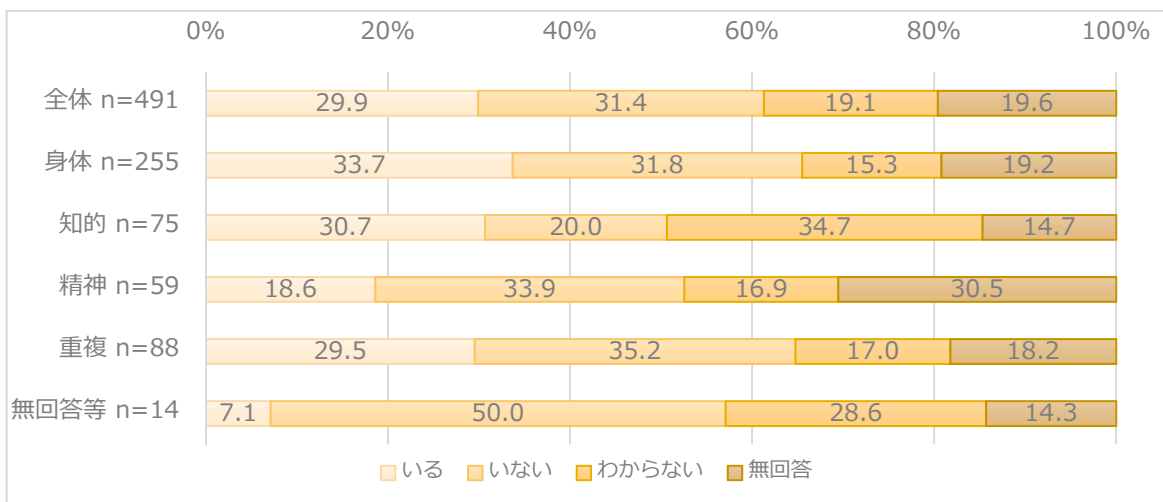
①主な介助者について

主に介助している方についての問いでは、「ホームヘルパーや施設の職員」が16.3%と最も多く、次いで「親」が15.5%、「配偶者（夫または妻）」が13.3%となっています。

障がい別にみると、身体障がいでは「配偶者（夫または妻）」が最も多くなっています。知的障がい、精神障がい、重複障がいでは「親」が最も多くなっています。

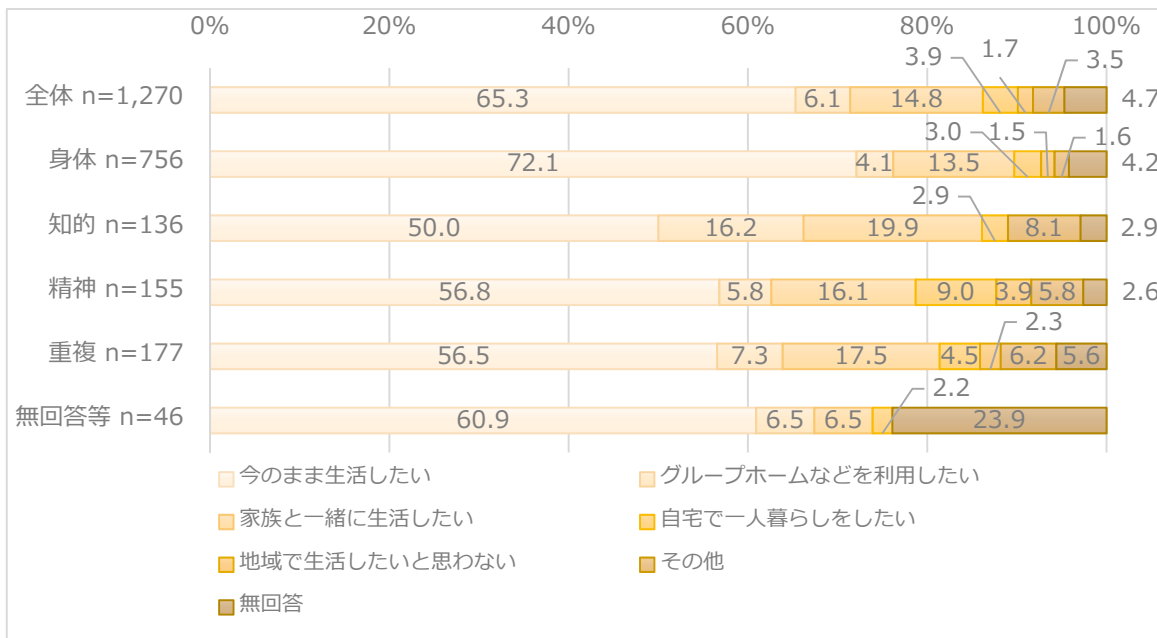


また、将来、主に介助している方が介助できなくなった場合に、頼める人（頼む予定の人）の有無についての問いでは、「いる」が29.9%、「いない」が31.4%「わからない」が19.1%となっています。

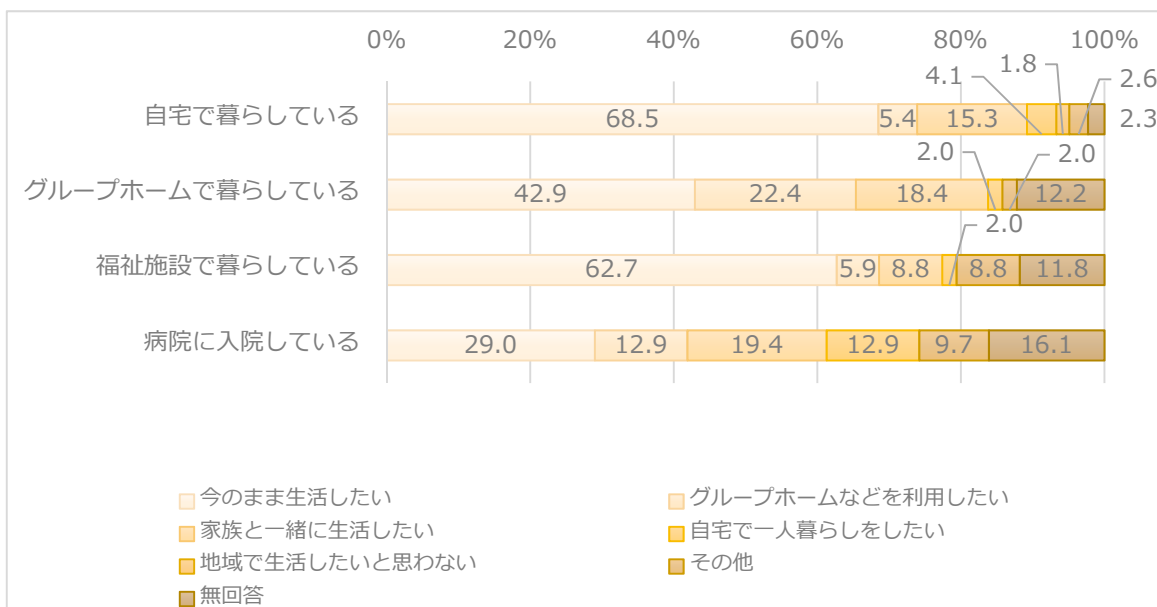


②地域での生活について

将来、地域で生活したいと思うかについての問いでは、「今のまま生活したい」が65.3%で最も多く、次いで、「家族と一緒に生活したい」が14.8%、「グループホームなどを利用したい」が6.1%となっています。

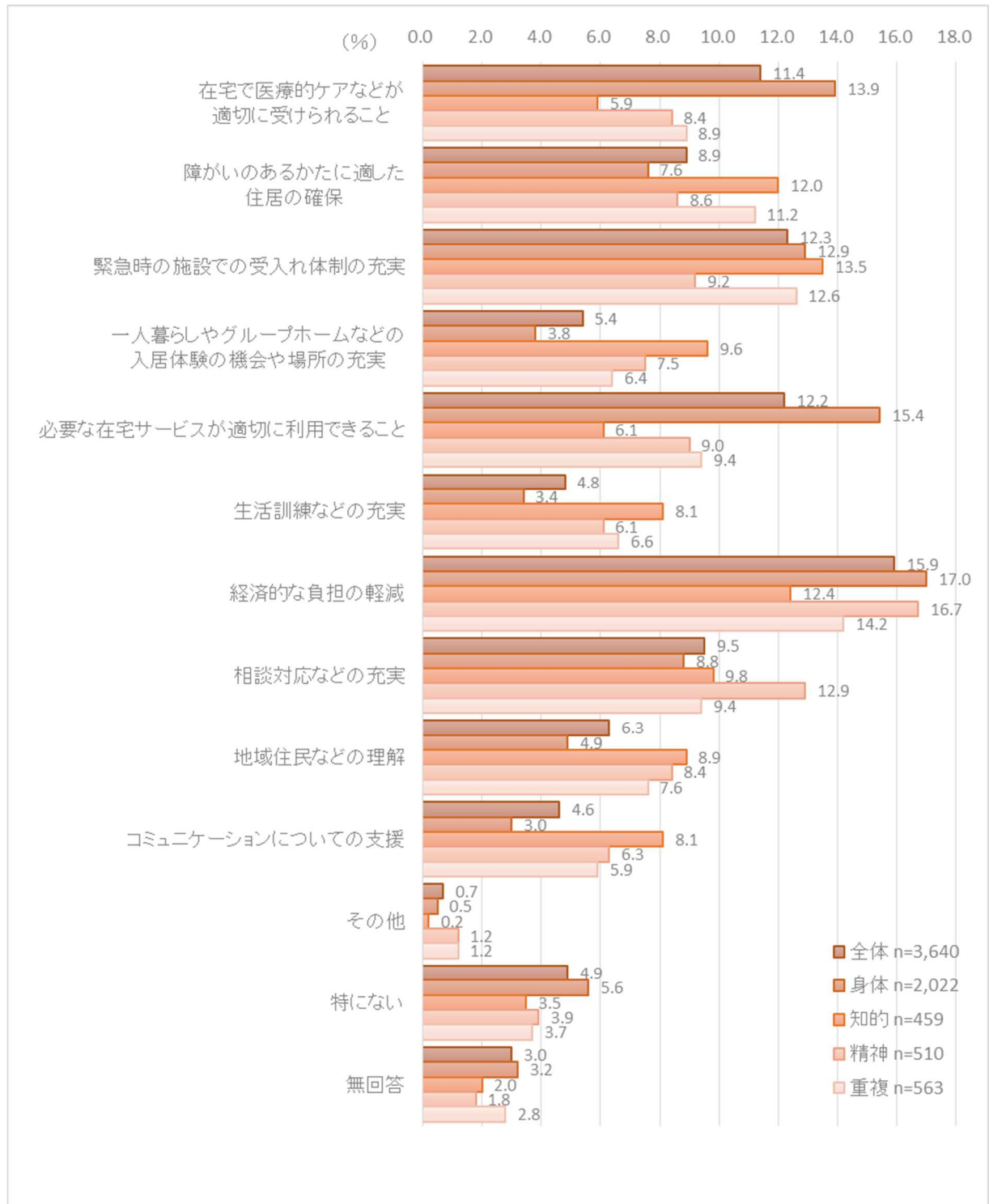


現在の住まい別にみると、「福祉施設で暮らしている」では「今のままで生活したい」が62.7%と最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」と「地域で生活したいと思わない」が8.8%となっています。



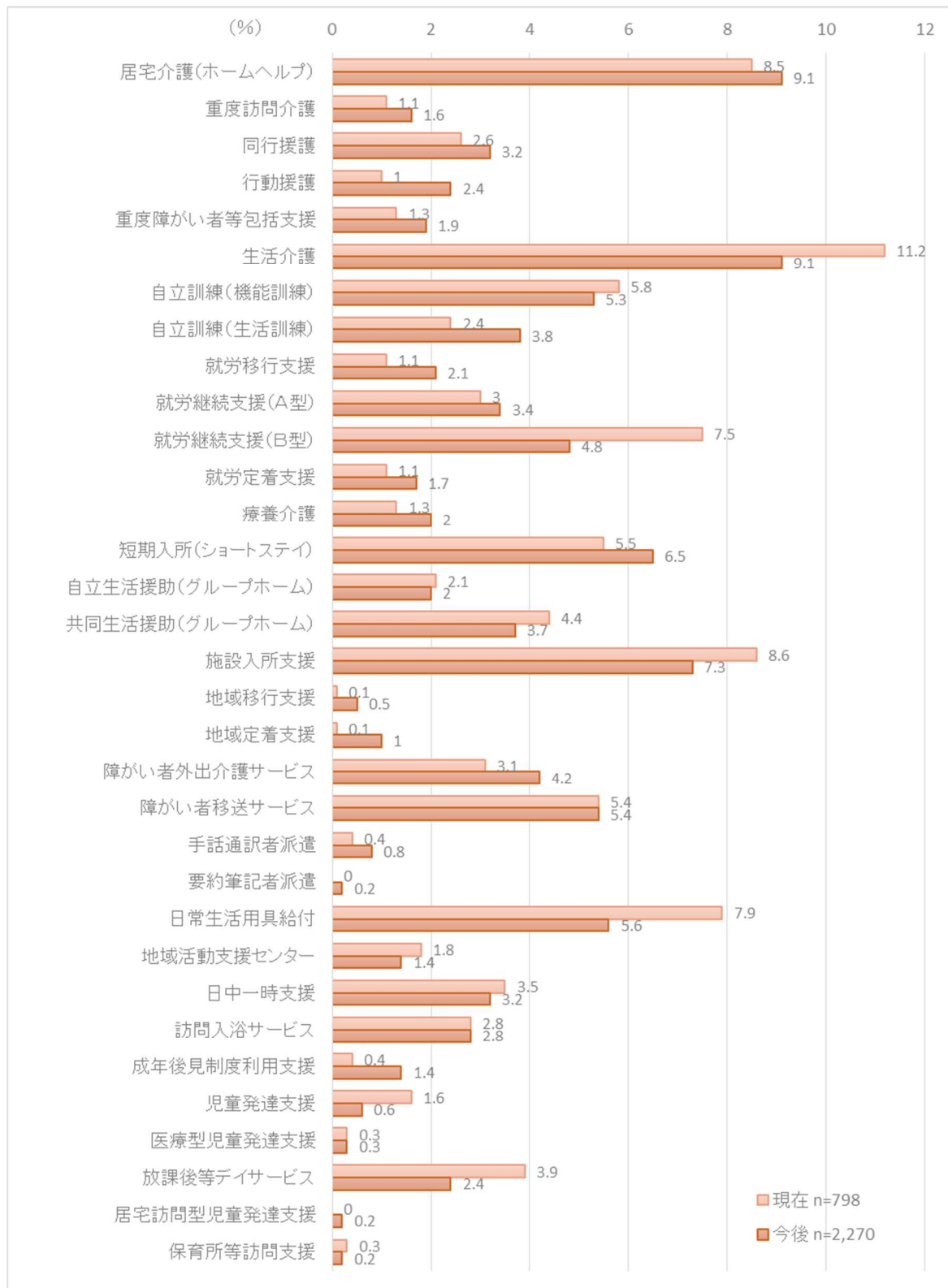
地域で生活するために必要と考える支援についての問いでは、「経済的な負担の軽減」が15.9%と最も多く、次いで、「緊急時の施設での受入れ体制の充実」が12.3%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が12.2%、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が11.4%、「相談対応などの充実」が9.5%となっています。

なお、この問いに対する回答は、身体、知的、精神の障がいの種類によってばらつきがあり、その障がいによって課題が異なっていることがわかります。



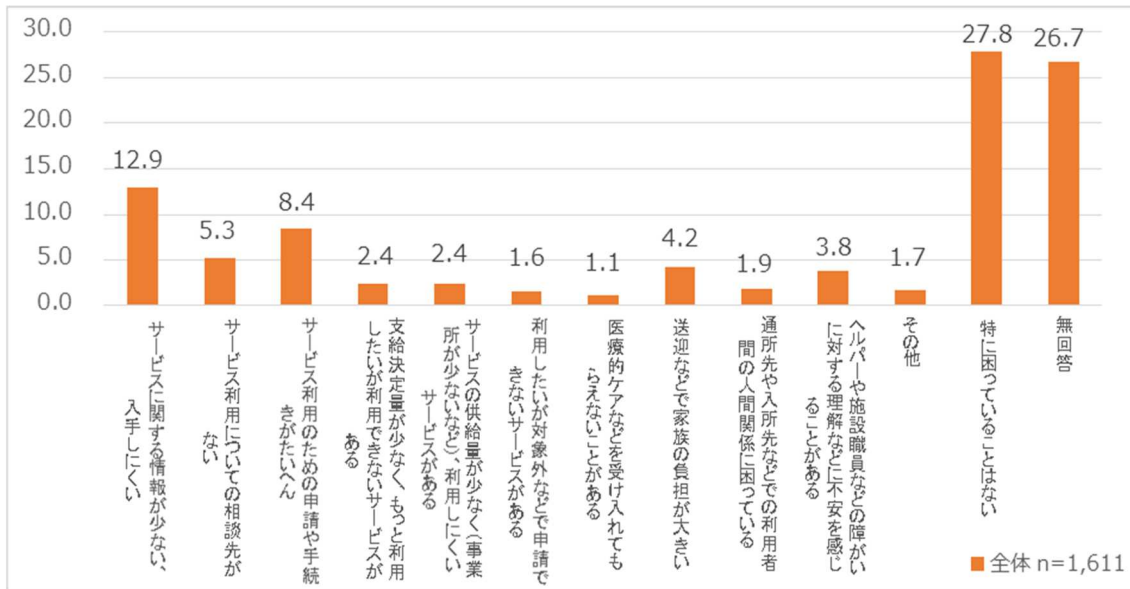
③サービスの利用について

サービスの利用状況及び利用の希望についての問いでは、現在、利用している障がい福祉サービス、これから利用したいと思うサービスともに、「生活介護」と「居宅介護（ホームヘルプ）」の割合が高くなっています。



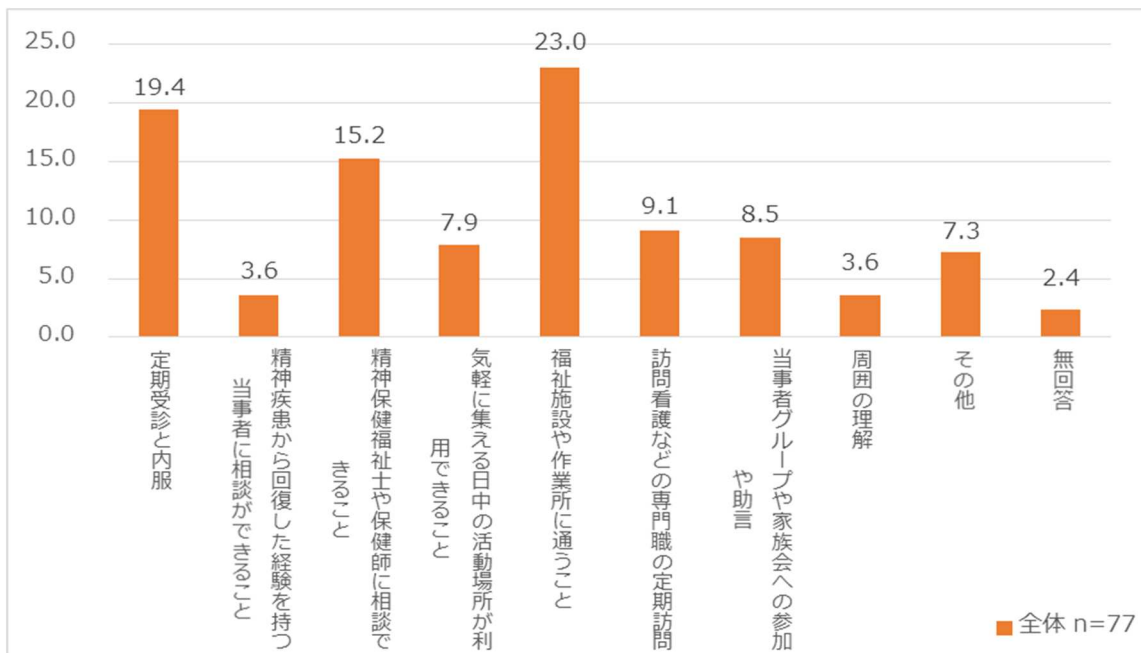
④サービスの利用で困っていることについて

サービスの利用で困っていることについての問いでは、「特に困っていることはない」が27.8%と最も多く、次いで「サービスに関する情報が少ない、入手しにくい」が12.9%、「サービス利用のための申請や手続きがたいへん」が8.4%、「サービス利用についての相談先がない」が5.3%となっています。



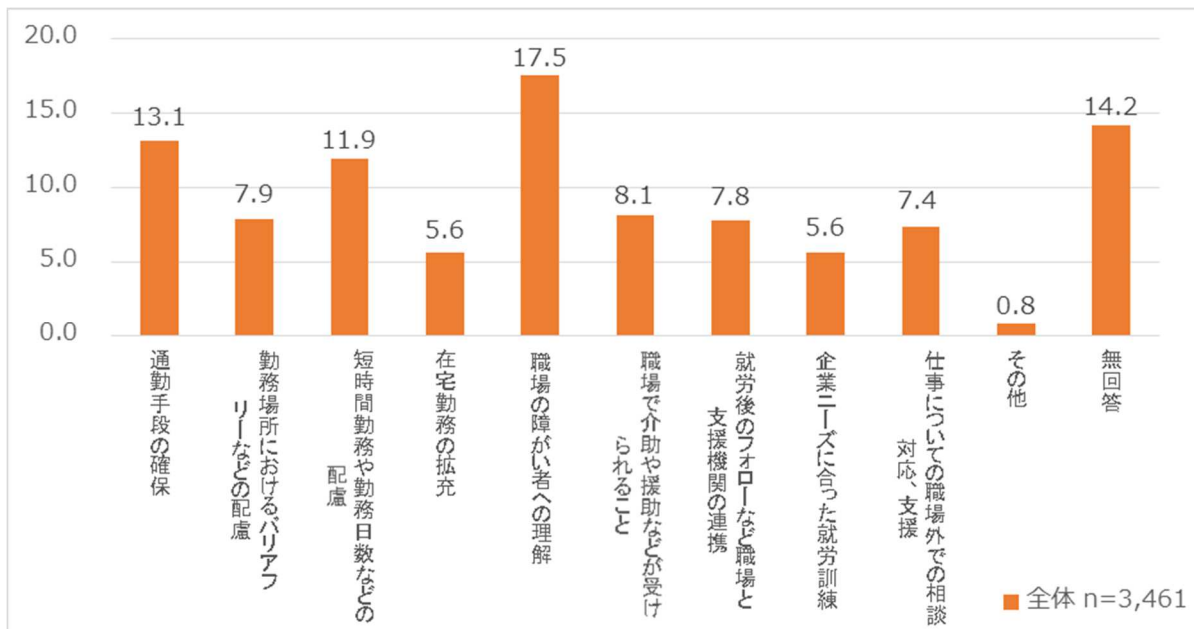
⑤日中活動について

精神疾患を抱える人々が病気を悪化させず、地域で安定して暮らすには何が必要かについての問いでは、「福祉施設や作業所に通うこと」が23.0%と最も多く、次いで「定期受診と内服」が19.4%、「精神保健福祉士や保健師に相談できること」が15.2%となっています。



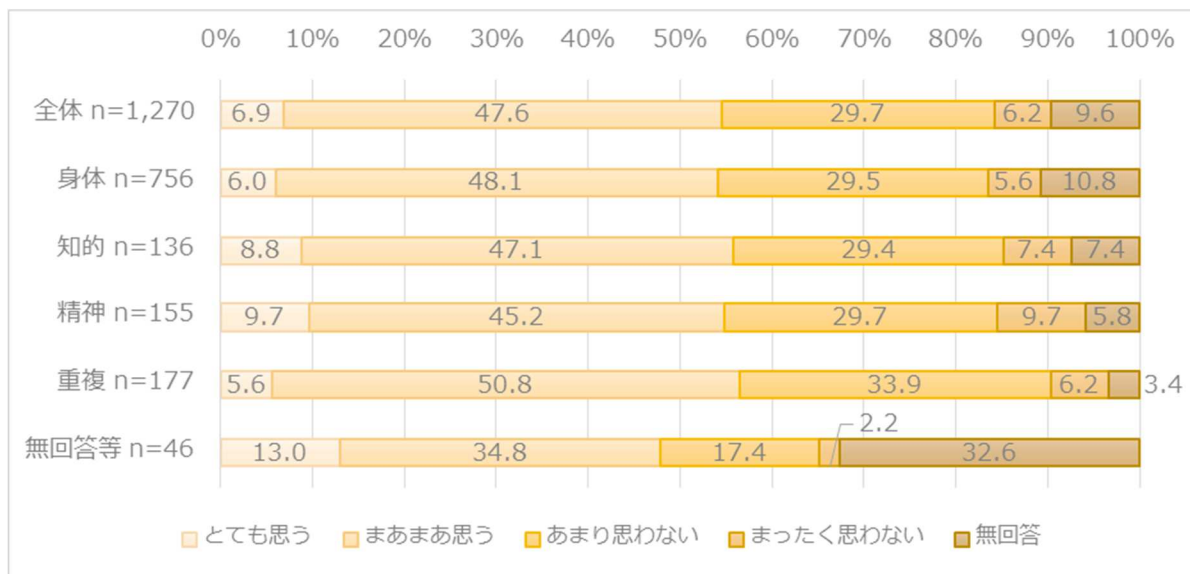
⑥就労について

障がいのある方の就労支援として、どのようなことが必要かについては、「職場の障がい者への理解」が17.5%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」が13.1%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が11.9%、「職場で介助や援助などが受けられること」が8.1%となっています。



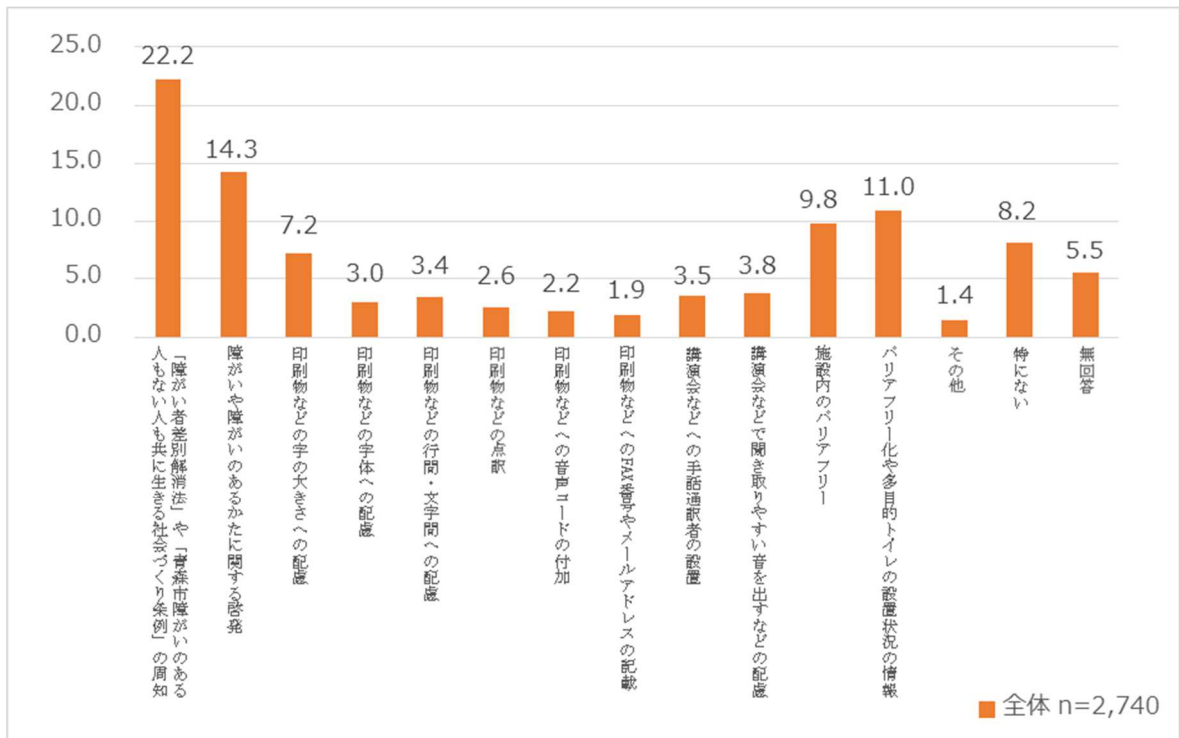
⑦暮らしやすさについて

障がい者にとって暮らしやすいまちかどうかについては、「まあまあ思う」が47.6%と最も多く、次いで「あまり思わない」が29.7%、「まったく思わない」が6.2%、「とても思う」が6.9%となっています。



⑧障がい者差別について

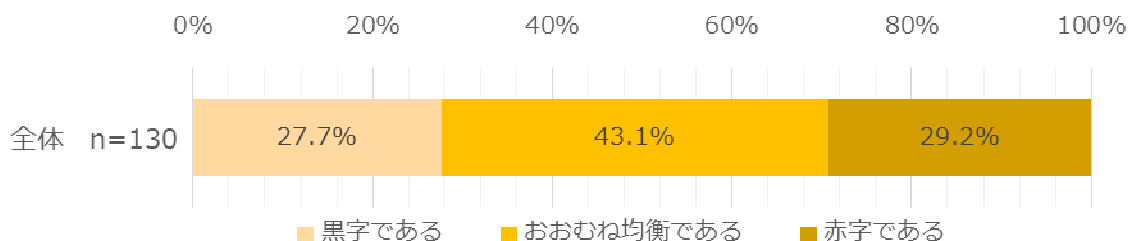
差別がなくなるために、こういった配慮や取組が必要かについては、『障害者差別解消法』や『青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例』の周知」が 22.2%と最も多く、次いで「障がいや障がいのあるかたに関する啓発」が 14.3%となっています。



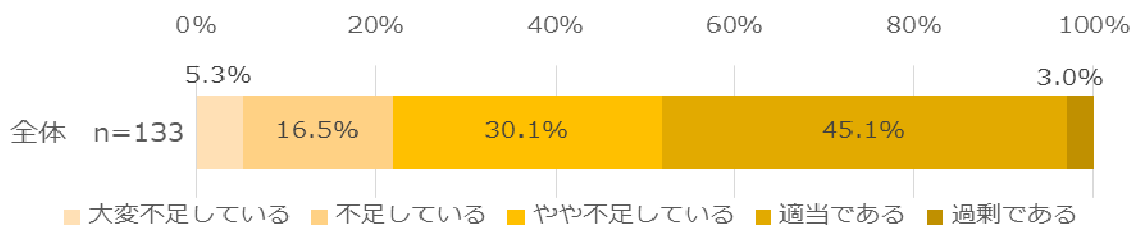
【事業所へのアンケート】

①運営状況について

年間収支状況については、「おおむね均衡である」が43.1%と最も多く、次いで「赤字である」が29.2%、「黒字である」が27.7%となっています。

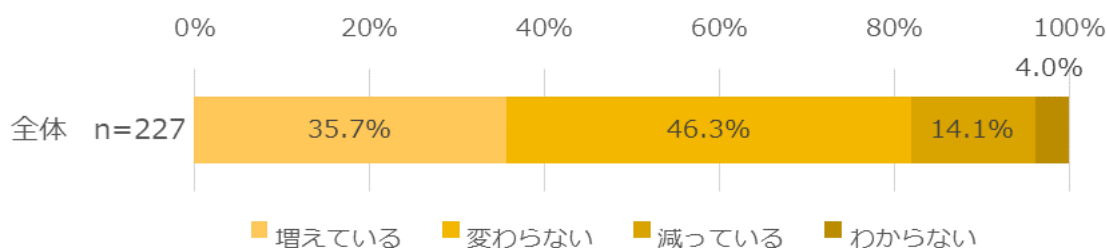


また、業務量に対する職員の過不足については、「適当である」が45.1%と最も多く、次いで「やや不足している」が30.1%、「不足している」が16.5%、「大変不足している」が5.3%となっています。

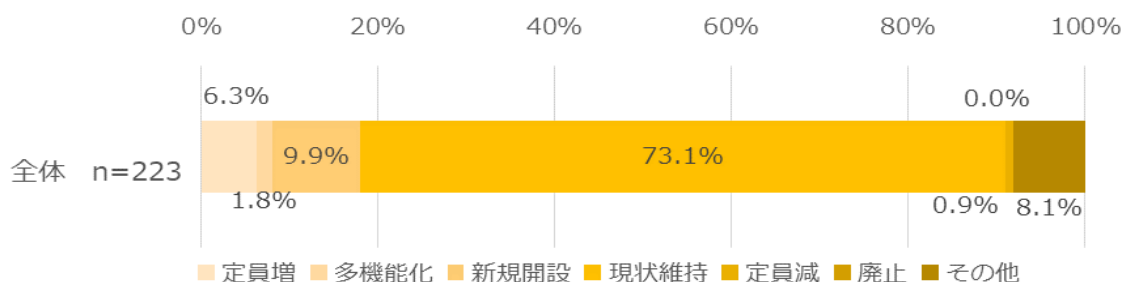


②今後の動向について

利用者の動向については、「変わらない」が46.3%で最も多く、次いで「増えている」が35.7%、「減っている」が14.1%となっています。

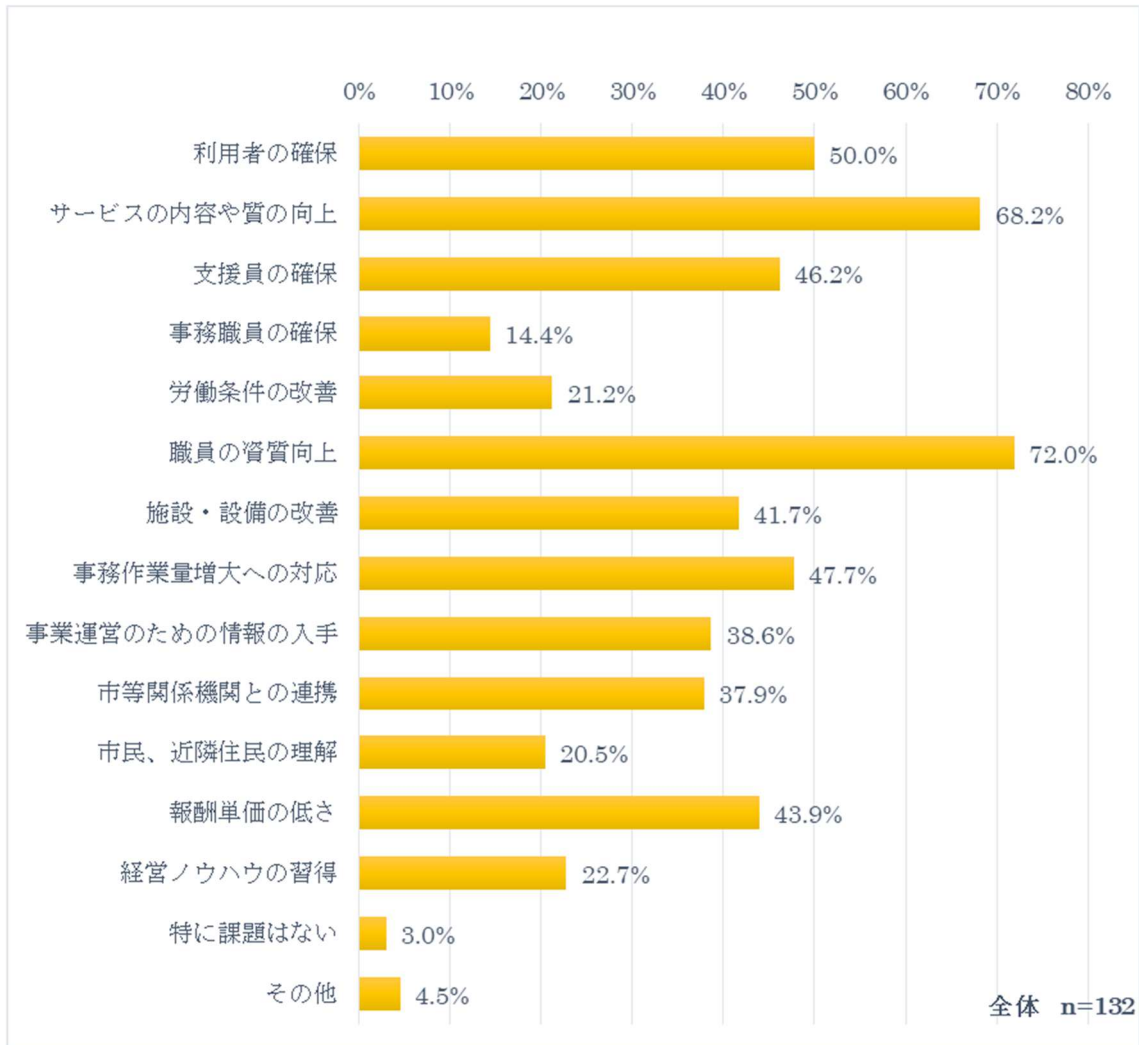


上記への対応策については、「現状維持」が73.1%で最も多く、次いで「新規開設」が9.9%となっています。



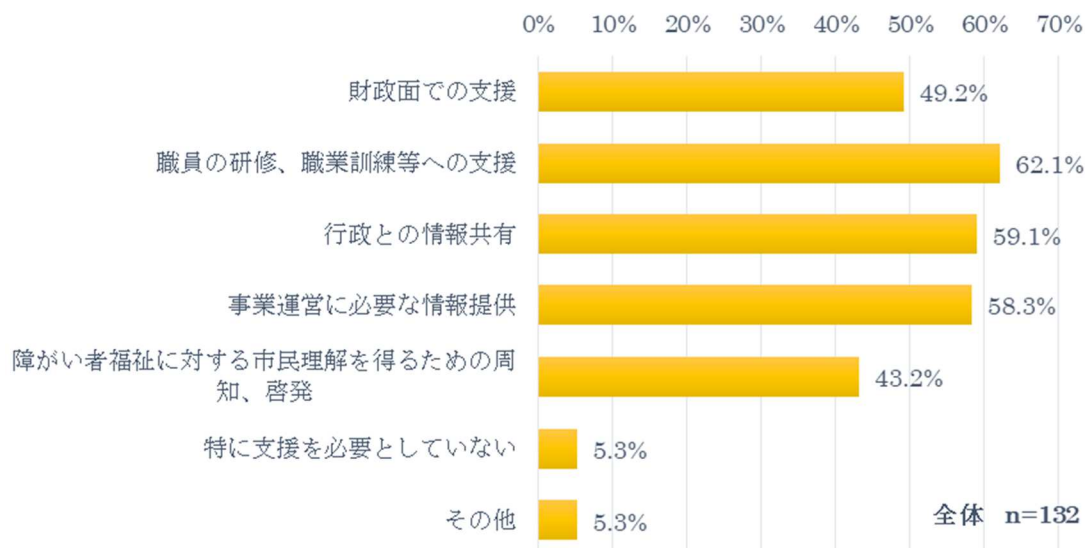
③事業運営のために改善したい課題について

円滑な事業運営のために改善したい課題については、「職員の資質向上」が72.0%と最も多く、次いで「サービスの内容や質の向上」が68.2%、「利用者の確保」が50.0%、「事務作業量増大への対応」が47.7%、「支援員の確保」が46.2%となっています。



④行政等の関係機関の支援について

行政等の関係機関のどのような支援が必要かについては、「職員の研修、職業訓練等への支援」が62.1%と最も多く、次いで「行政との情報共有」が59.1%、「事業運営に必要な情報提供」が58.3%、「財政面での支援」が49.2%、「障がい者福祉に対する市民理解を得るための周知、啓発」が43.2%となっています。

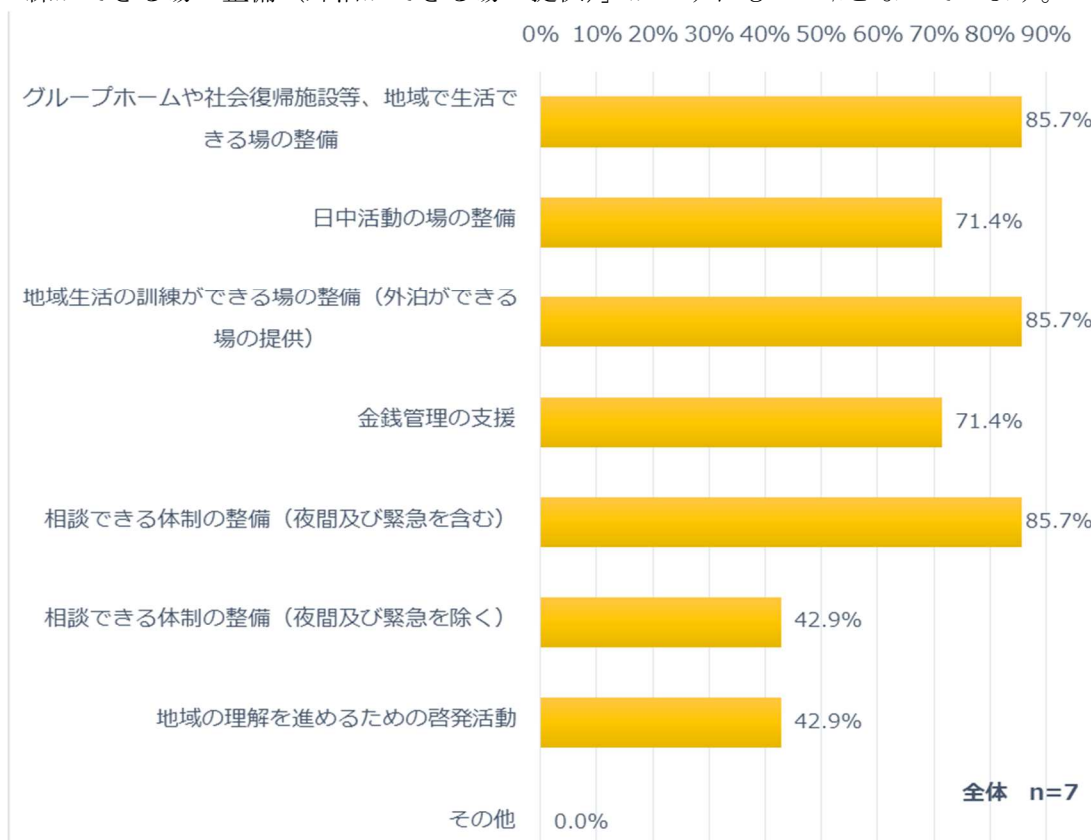


⑤地域生活への移行について

障害者支援施設において、今後、退所が見込まれる方の人数は、令和2年度が0人、令和3年度以降もなしとなっています。

移行先	令和2年度	令和3～5年度 (年度平均)
グループホームなど	0	0

地域移行に向けて必要な条件については、「相談できる体制の整備（夜間及び緊急を含む）」、「グループホームや社会復帰施設等、地域で生活できる場の整備」、「地域生活の訓練ができる場の整備（外泊ができる場の提供）」がいずれも85.7%となっています。



⑥一般就労への移行について

就労移行、就労継続支援、生活介護及び自立訓練事業所において、一般就労した方の人数については、平成29年度が31人、平成30年度が42人、令和元年度が52人となっており、増加傾向にあることが伺えます。

サービスの種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度
就労移行支援	16	11	21
就労継続支援A型	14	27	27
就労継続支援B型	1	3	3
生活介護	0	0	1
自立訓練(機能訓練)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	1	0
計	31	42	52

⑦重症心身障がい児の受け入れについて

障害児通所支援事業所等において、今後、重症心身障がい児の受け入れが見込まれる人数については、令和2年度で26人、令和3年度から令和5年度までの年度平均で27人となっています。

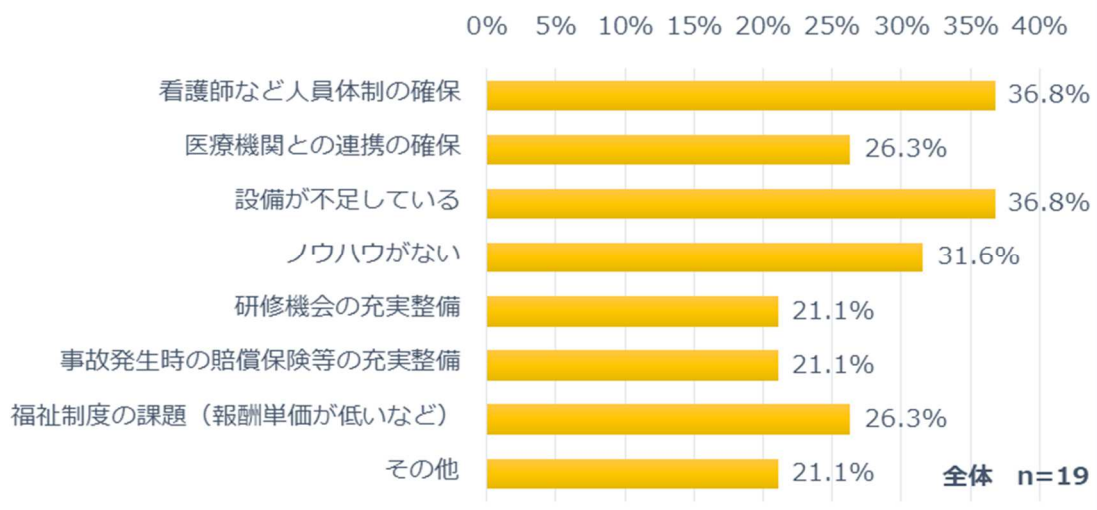
サービスの種類	令和2年度	令和3～5年度 (年度平均)
児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	14	13
保育所等訪問支援	0	0
医療型児童発達支援	2	4
居宅訪問型児童発達支援	0	0
障害児相談支援	10	10
計	26	27

⑧医療的ケア児の受け入れについて

障害児通所支援事業所等において、今後、医療的ケア児の受け入れが見込まれる人数については、令和2年度で12人、令和3年度から令和5年度までの年度平均で15人となっています。

サービスの種類	令和2年度	令和3～5年度 (年度平均)
児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	4	7
保育所等訪問支援	0	0
医療型児童発達支援	3	3
居宅訪問型児童発達支援	0	0
障害児相談支援	5	5
計	12	15

また、医療的ケア児を受け入れるための課題については「看護師など人員体制の確保」と「設備が不足している」が36.8%と最も多く、次いで「ノウハウがない」が31.6%となっています。



第4章 成果目標

I 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。

- ① 令和元年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ② 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6パーセント以上削減することを基本とする。

◆目標値設定に当たっての考え方

本市の令和元年度末現在の施設入所者数は、452人となっています。施設に入所している方へのアンケートの結果は「引き続き入所を希望する」が半数以上となっており、施設を運営する法人へのアンケート結果では「令和5年度末までに施設入所から地域への移行が見込まれる」方は、なしとなっています。

国の基本指針及び本市の状況を勘案し、令和5年度の目標値は以下のとおりとします。

- ① 国の基本指針では6%の地域移行目標が示されていますが、本市では過去の計画期間全てにおいて、国の基本方針を下回る実績となっています。地域移行は本人の意向があること及びアンケートの結果も踏まえ、本市において施設入所者の地域移行者数を増やすことは困難であることから、第6期計画期間では過去の計画期間の実績最大数を上回ることを目指します。
- ② 国の基本指針では1.6%の削減目標が示されていますが、多くの入所待機者がいること及び、アンケートの結果を踏まえると、本市において施設入所者数を減らすことは困難であることから、令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数を上回らないことを目指します。

◆目標値

項目	数値	備考
① 第6期計画期間内における施設入所から地域生活への移行者数	23人	過去の計画期間における実績の最大数
② 令和5年度末の施設入所者数	452人	令和元年度末時点の施設入所者数

◆目標値達成に向けた取組

国の基本指針において施設から地域への移行を進めることを基本としていることから、本人の意向を尊重しながら、障害者支援施設をはじめとする各サービス提供事業者及び相談支援事業者へ周知を図ることで目標達成を目指します。

Ⅱ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活人数、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定する。

◆目標値設定に当たっての考え方、目標値及び目標値

全て、青森県が設定します。

【参考】

◆目標値（青森県）

精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における

平均生活人数

精神病床における一年以上長期入院患者数

精神病床における早期退院率

Ⅲ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

◆目標値設定に当たっての考え方

現在、親等の支援により、障害福祉サービスを必要としない障がい手帳交付者であっても、加齢等に伴う障がいの重度化が想定されるほか、アンケートの結果、40歳未満の方の介助や介護を行っているのは8割以上が親と答えていることを踏まえると、親亡きあとも地域で暮らし続けることをサポートする仕組みづくりが必要です。

地域生活支援拠点等は、障がいのある方の地域での暮らしを守ると同時に、地域移行を進めることを目的とし、5つの機能「相談」「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を有する支援体制です。本市では、令和2年度に1カ所整備されます。

今後は、国の基本指針に基づき、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を、年1回以上実施することを目指します。

◆目標値

令和3年度から5年度において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討する。

◆目標値達成に向けた取組

「青森市障がい者自立支援協議会」を地域生活支援拠点等の運用状況の報告及び検証の場とし、より地域のニーズに即した機能を有する支援体制が構築されるよう検討する場としていきます。

IV 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- ①就労移行支援事業等¹を通じて令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- ②就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- ③就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指すこととする。
- ④就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- ⑤令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ⑥就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

◆目標値設定に当たっての考え方

福祉施設の利用者のうち、令和元年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した方は35人となっています。このうち、就労移行支援事業を通じて移行した方は17人、就労継続支援A型事業を通じて移行した方は12人、就労継続支援B型を通じて移行した方は5人、自立訓練を通じて移行した方は1人となっています。

国の基本指針に基づき、令和5年度の目標値は以下のとおりとします。

- ① 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する方については令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍となることを目指します。
- ② 就労移行支援事業については令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍となることを目指します。
- ③ 就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍となることを目指します。
- ④ 就労継続支援B型事業については1.23倍となることを目指します。
- ⑤ 就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。
- ⑥ 就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指します。

就労移行支援事業等¹

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業

◆目標値

① 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者	45人
② 令和5年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	23人
③ 令和5年度中の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	16人
④ 令和5年度中の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	7人
⑤ 令和5年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	7割以上
⑥ 令和5年度における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が全体に占める割合	7割以上

◆目標値達成に向けた取組

福祉施設利用者のうち一般就労を希望する方については、障がいのある方自身とその方の相談支援専門員とが情報を密に共有し、本人の意向の尊重を第一に、就労移行支援事業の利用を提案できるよう市から情報提供を行っていきます。

また、障がいのある方の一般就労を促進するため、市と公共職業安定所、障害者職業センター²、障害者就業・生活支援センター³、就労系障害福祉サービス事業所、特別支援学校などの関係機関との情報共有、意見交換を行う機会を増やすほか、これら関係機関と連携しながら事業主に対して障がいのある方の雇用について働きかけを行います。

なお、アンケートの結果、障がいのある方の就労支援として、「障がい者への理解や配慮が必要」であると考えている方が多かったことから、市民や事業主に対して、理解や配慮が進むよう周知に努めます。

障害者職業センター²

障害者職業カウンセラー等を配置し、就職や職場復帰を目指す障がいのある方、障がいのある方を雇用あるいは雇用を検討している事業主、就労支援事業所等への支援・サービスを提供する施設

障害者就業・生活支援センター³

障がいのある方の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言等を行う施設

V 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- ①令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

◆目標値設定に当たっての考え方

本市にはすでに、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターが3か所（福祉型2か所、医療型1か所）設置されています。保育所等への訪問により支援する保育所等訪問支援事業所は5か所設置されています。また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、それぞれ2か所設置されています。

また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として、令和2年度に「青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場」を圏域（青森市・平内町・今別町・外ヶ浜町・蓬田村）で設置しました。令和3年度から令和5年度においては、国の基本指針に基づき医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

◆目標値

令和5年度末における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーター	配置する
----------------------------------------------	------

◆目標値達成に向けた取組

コーディネーターの配置にあたっては、「青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場」において圏域における医療的ケア児のニーズ等を勘案し、必要な人数の配置に努めます。

VI 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	
<p>障がい者等のニーズに対応する相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、次に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。これらの取組を実施するにあたっては、基幹相談支援センター又は地域共生社会の実現に向けた相談支援がその機能を担うことを検討する。</p>	
<p>① 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施</p>	
<p>② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言</p>	
<p>③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援</p>	
<p>④ 地域の相談機関との連携強化の取組</p>	

◆目標値設定に当たっての考え方

市では福祉専門職（社会福祉士、精神保健福祉士）を配置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を実施するとともに、地域の相談支援事業者の人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化のため、特定、一般、障害児相談支援事業の指定を受けている事業所等を対象に「相談支援事業所連絡会議^{※1}」や「事例検討会^{※2}」を実施しており、今後さらなる充実・強化を目指します。

国の基本指針に基づき、①から④の全ての項目を引き続き実施するとともに、支援等の回数については次のとおり見込みます。

◆目標値

① 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援実施の見込	実施する
② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	年に1回以上実施する
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	③と④を合わせて
④ 地域の相談機関との連携強化の取組回数	年に12回実施する

◆目標値達成に向けた取組

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制については、現状の実施体制を確保しながら、更なる充実・強化に向けて国の基本指針に基づき、本市の実情に応じた基幹相談支援センター機能等の整備について検討します。

※1 相談支援事業所連絡会議

障がいのある方等に対する適切な相談支援の実施に向けて、市と特定、一般、障害児相談支援事業の指定を受けている事業所とが中心になり、相談支援事業所間の情報量の格差や連携における課題等の解消を目指し、相談支援を行う上で連携が必要となる関係機関と情報・意見交換を行う会議

※2 事例検討会

相談支援における事例を通して相談支援専門員の資質向上やより良い相談支援を目指した関わりについて検討する会議

Ⅶ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに次に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- ① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有
- ③ 指導監査結果の関係市町村との共有

◆目標値設定に当たっての考え方

青森県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に対して、本市職員が参加します。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果の活用を図るため、事業者や関係自治体等と共有する体制の構築を目指します。

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査にあたっては、指導監査の結果を関係自治体と共有する体制の構築を目指します。

◆目標値

① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 (ア)その他の研修への市町村職員の参加人数	青森県が実施する研修に参加する。
② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	関係自治体と共有する体制を構築する
③ 市が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数	関係自治体と共有する体制を構築する

◆目標値達成に向けた取組

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用においては、青森県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に、本市職員が参加します。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、請求の過誤の事例について関係自治体と共有する体制の構築を図るとともに事業所に示す機会を設けることで、事業所の適正な運営の確保に努めます。

国からの通知等を参考に、指導監査の結果を関係自治体と共有する体制の構築を図り、指導監査の適正な実施及び適正な運営を行っている事業所の確保に努めます。

第5章 障害福祉サービス等の見込量

I 障害福祉サービスのサービス毎の見込量

障がいのある方のニーズを踏まえ、過年度の利用実績等を基礎として、ニーズ等必要な要素を総合的に勘案し、各年度におけるサービスの種類毎の見込量を設定しました。

1 訪問系サービス

◆サービス内容

①居宅介護

障がいのある方や難病患者等の方に対して、ホームヘルパーが自宅において、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

②重度訪問介護

重度の障がいや難病患者等により常に介護が必要な方に対して、自宅において、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援などを行います。

③同行援護

重度の視覚障がいにより移動が困難な方に対して、外出時に同行して移動の支援を行います。

④行動援護

知的障がいや精神障がいにより単独行動が困難で介護が必要な方に対して、行動する時に危険を回避するために必要な支援や、外出時の支援などを行います。

⑤重度障害者等包括支援

重度の障がいにより介護の必要性が高い方に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

◆見込量に関する考え方

居宅介護については、アンケートの結果、これから利用したいサービスで最も多くなっていることや、福祉施設・精神科病院からの地域生活への移行に伴う利用者数の増加が想定されることから、過年度の利用実績等を基礎として、今後も増加傾向が続くものと見込みます。

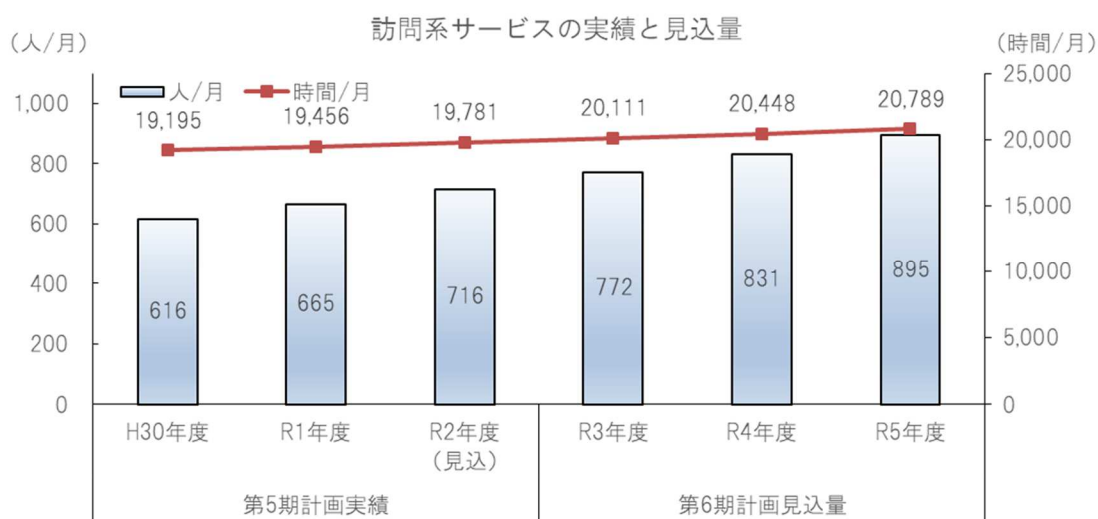
また、障がい者の高齢化・重度化、障害支援区分認定者数の増加等を踏まえ、過年度の利用実績等を基礎として、重度訪問介護、同行援護については、今後も増加傾向は続くものと見込みます。

行動援護については、知的障がい及び精神障がいのある方が増加していることから、これまでと同じ程度で増加が継続していくものと見込みます。

重度障害者等包括支援については、現在、利用実績がなく、今後も利用がないものと見込みます。

◆利用見込量

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護	人/月	528	578	624	674	727	785
	時間/月	13,874	14,112	14,340	14,571	14,807	15,046
重度訪問介護	人/月	37	33	35	38	40	43
	時間/月	4,724	4,732	4,815	4,899	4,984	5,071
同行援護	人/月	44	46	48	50	53	55
	時間/月	484	496	510	523	538	552
行動援護	人/月	7	8	9	10	11	12
	時間/月	113	116	116	118	119	120
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
計	人/月	616	665	716	772	831	895
	時間/月	19,195	19,456	19,781	20,113	20,449	20,789



◆見込量の確保の考え方

障がいのある方の高齢化・重度化や福祉施設・精神科病院からの地域生活への移行や介護者の高齢化に伴い、訪問系サービスの利用の増加が見込まれることから事業者に対する情報提供や実地指導などを通してサービスの提供体制の確保・充実に努めるとともに、障がいのある方が在宅生活を維持できるよう、事業者集団指導などにより、サービスの量及び質的な向上に努めます。

2 日中活動系サービス

◆サービス内容

①生活介護

障がいのある方や難病患者等の方に対して、通所により施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などのサービスを提供します。

②自立訓練（機能訓練）

身体に障がいのある方や難病患者等の方に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間において身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

③自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある方や難病患者等の方に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間において食事や家事など日常の生活能力向上のために必要な訓練を行います。

④就労移行支援

障がいのある方や難病患者等の方で、就労を希望する方に対して、一定の期間において生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

⑤就労継続支援（A型）

障がいのある方や難病患者等の方で、通常の事業所で働くことが困難な方に対して、雇用契約により働く場を提供するとともに、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

⑥就労継続支援（B型）

障がいのある方や難病患者等の方で、通常の事業所で働くことが困難な方に対して、雇用契約なしで、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

⑦就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題に対応できるよう、相談や連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

⑧療養介護

身体障がいのある方や難病患者等の方で、医療的ケアが必要な方に対して、病院などの施設で、日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。

⑨短期入所（ショートステイ）

障がいのある方や難病患者等の方に対して、家族が疾病等により一時的に本人の介護ができない時、施設に宿泊させて入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

◆見込量に関する考え方

生活介護、就労継続支援A型及びB型については、利用者の高齢化や重度化、福祉施設・精神科病院からの地域生活への移行及び障害支援区分認定者数の増加などを踏まえ、過年度の利用実績等を基礎として、今後も同様に増加傾向が続くものと見込みます。

自立訓練（機能訓練）については、過年度の利用者数や標準利用期間が定められていることから、今後も令和2年度見込のまま推移するものと見込みます。

自立訓練（生活訓練）については、主たる利用者となる精神障がい者への手帳交付数が増増傾向にあることから、令和2年度見込と同程度で推移すると見込みます。

就労移行支援については、国の基本指針において一般就労を進めていることから、これまでの増加傾向が続くと見込みます。

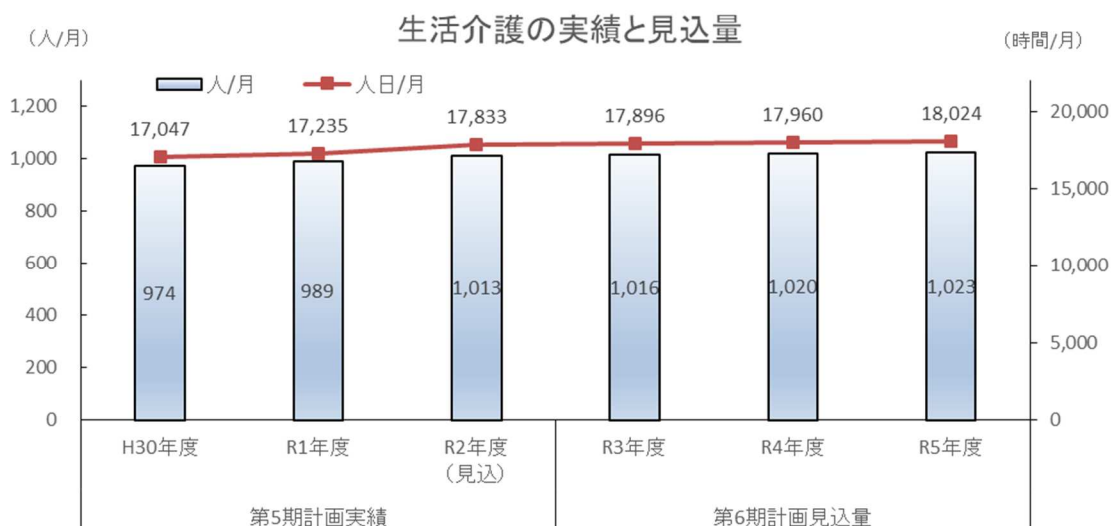
就労定着支援については、成果目標に基づき、令和元年度に一般就労に移行した実績39人から令和5年度に1.27倍増加すると見込、一般就労への移行者のうち当サービスを利用する人数を7割以上とするとされていること、3年間継続して利用できるサービスであることを考慮し増加傾向が続くと見込みます。

療養介護及び短期入所では、過年度において大きな動きがないことから、直近の見込値のまま推移するものと見込みます。

◆利用見込量

① 生活介護

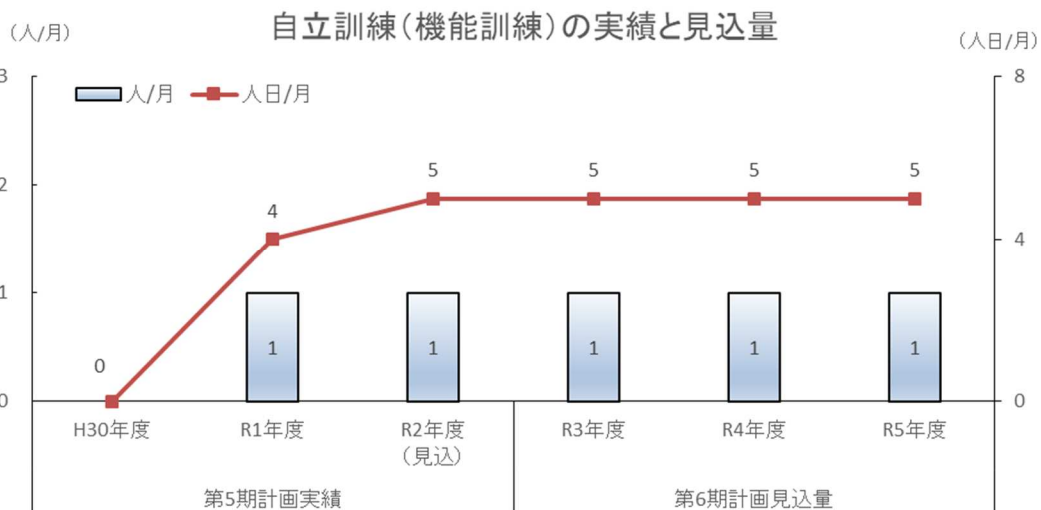
項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	人/月	974	989	1,013	1,016	1,020	1,023
	人日/月	17,047	17,235	17,833	17,896	17,960	18,024



第5章 障害福祉サービス等の見込量

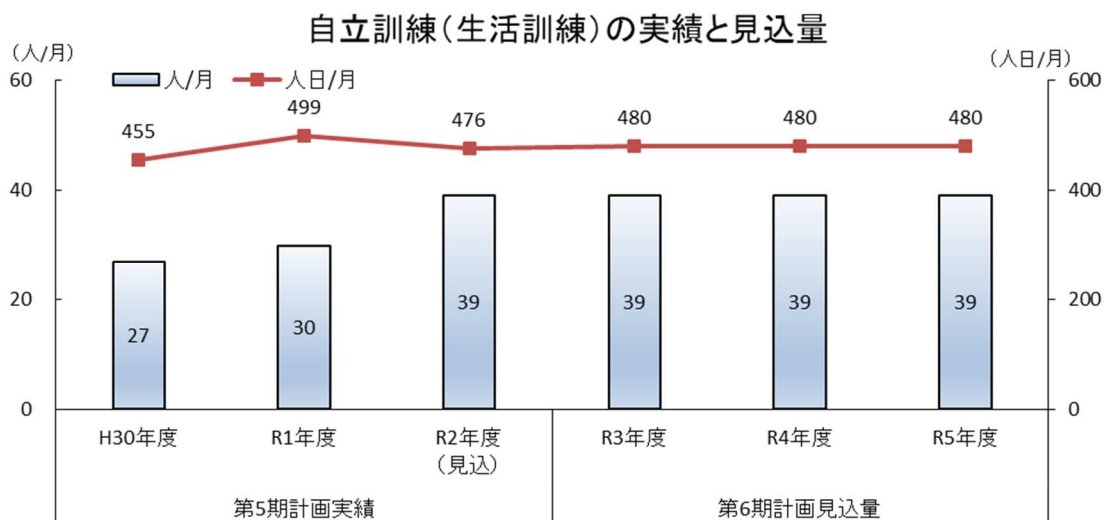
② 自立訓練（機能訓練）

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	1	1	1	1	1
	人日/月	0	4	5	5	5	5



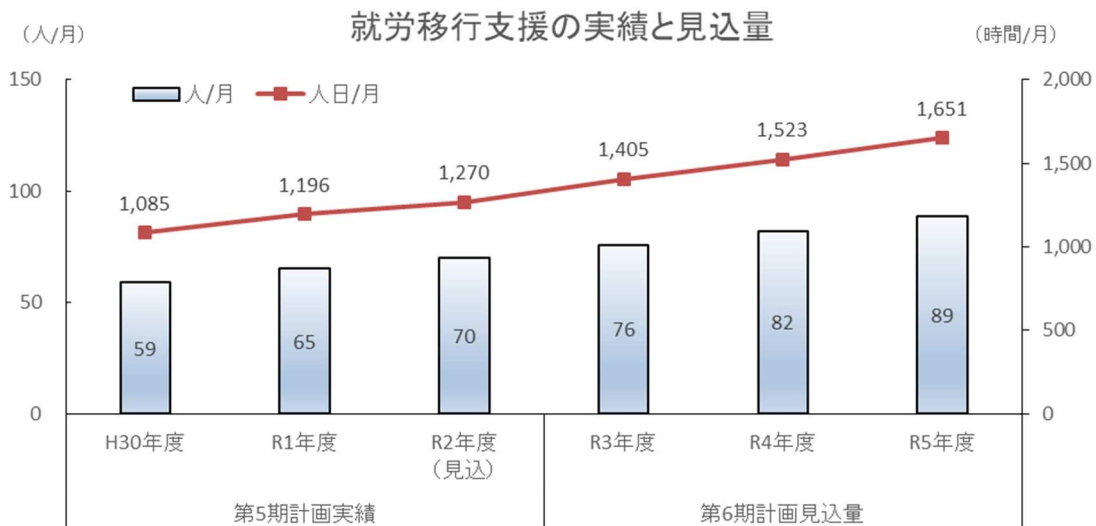
③ 自立訓練（生活訓練）

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
自立訓練 (生活訓練)	人/月	27	30	39	39	39	39
	人日/月	455	499	476	480	480	480



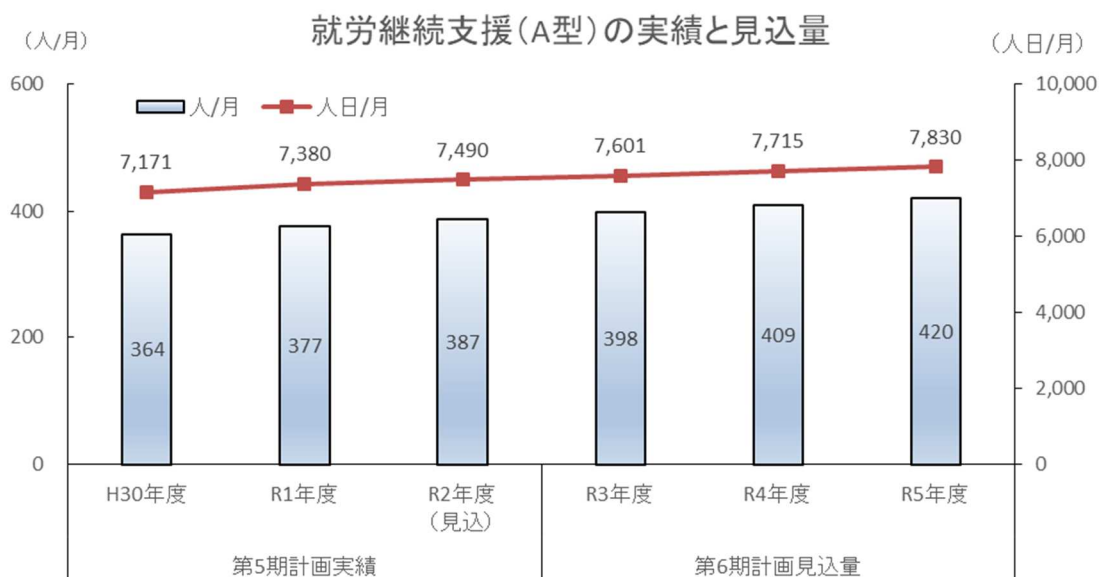
④ 就労移行支援

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
就労移行支援	人/月	59	65	70	76	82	89
	人日/月	1,085	1,196	1,270	1,405	1,523	1,651



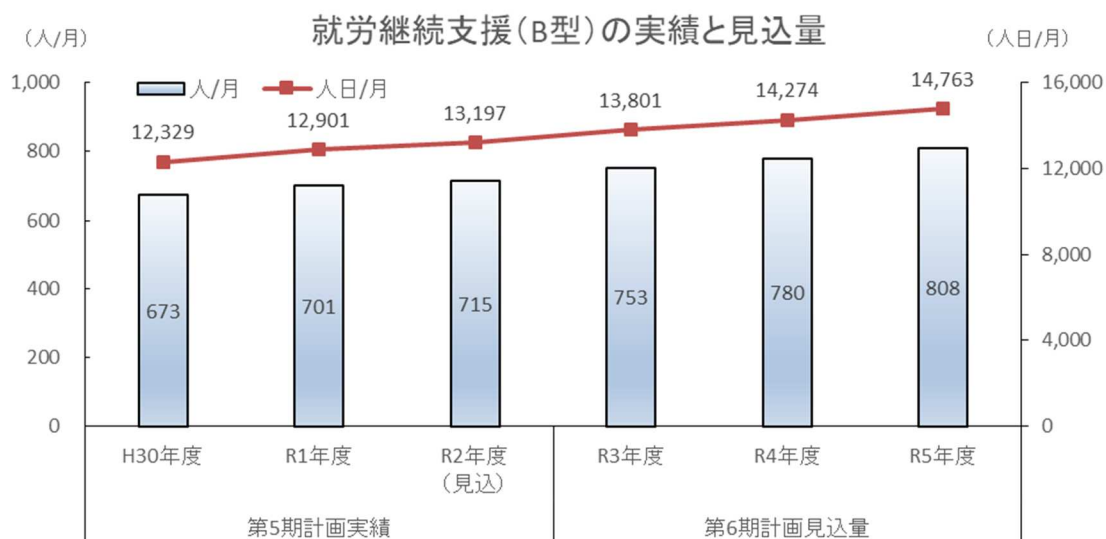
⑤ 就労継続支援 (A型)

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
就労継続支援 (A型)	人/月	364	377	387	398	409	420
	人日/月	7,171	7,380	7,490	7,601	7,715	7,830



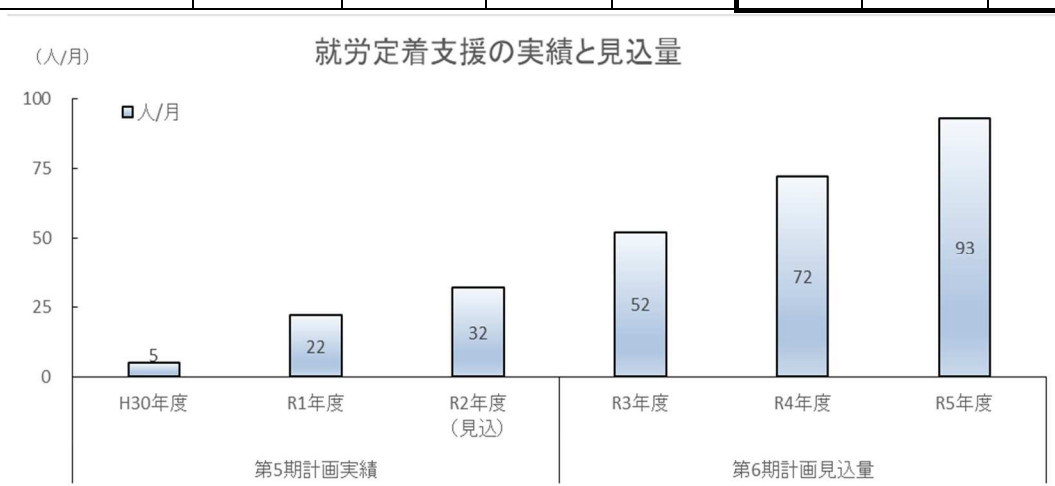
⑥ 就労継続支援（B型）

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
就労継続支援 (B型)	人/月	673	701	715	753	780	808
	人日/月	12,329	12,901	13,197	13,801	14,274	14,763



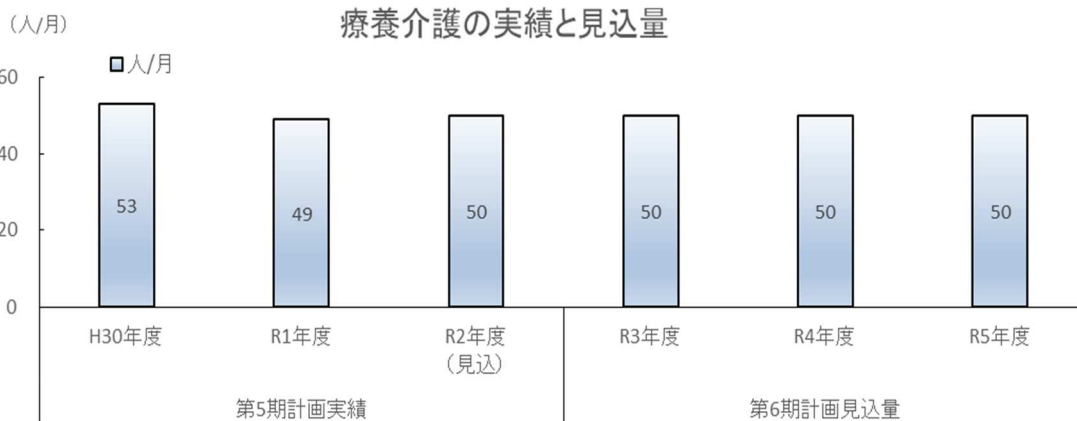
⑦ 就労定着支援

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
就労定着支援	人/月	5	22	32	52	72	93



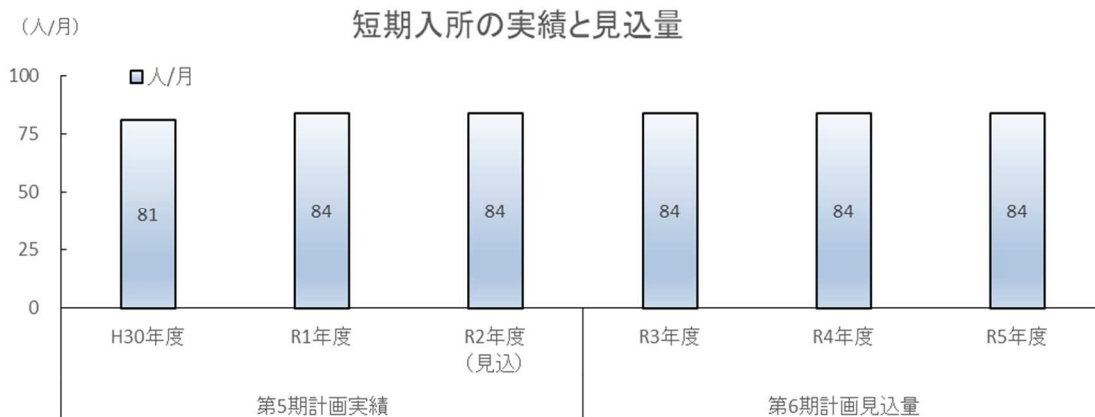
⑧ 療養介護

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
療養介護	人/月	53	49	50	50	50	50



⑨ 短期入所

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
短期入所 (福祉型)	人/月	71	74	74	74	74	74
	人日/月	360	345	345	345	345	345
短期入所 (医療型)	人/月	10	10	10	10	10	10
計	人/月	81	84	84	84	84	84



◆見込量の確保の考え方

日中活動系サービスについては、施設入所者等の地域移行の促進が図られることにより、障がいのある方が一般住宅やグループホームに居住し、日中活動系サービスを利用することが想定されることから、事業者に対する情報提供や実地指導などを通してサービスの提供体制の確保・充実に努めるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、事業者に対する実地指導や集団指導などにより、サービスの量及び質的な向上を図ります。

3 居住系サービス

◆サービス内容

①自立生活援助

共同生活援助や施設入所支援を利用していた方に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、自立した地域生活に向けた相談・助言などを行います。

②共同生活援助（グループホーム）

障がいのある方を対象に、地域社会の中で生活できるよう住居、食事などを提供します。

③施設入所支援

介護が必要な方や通所が困難な方に対して、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

◆見込量に関する考え方

共同生活援助については、地域生活への移行者の受け皿となることから、成果目標にならない増加傾向が続くものと見込みます。

施設入所支援については、成果目標に基づき、令和5年度末の施設入所者数を452人と見込みます。

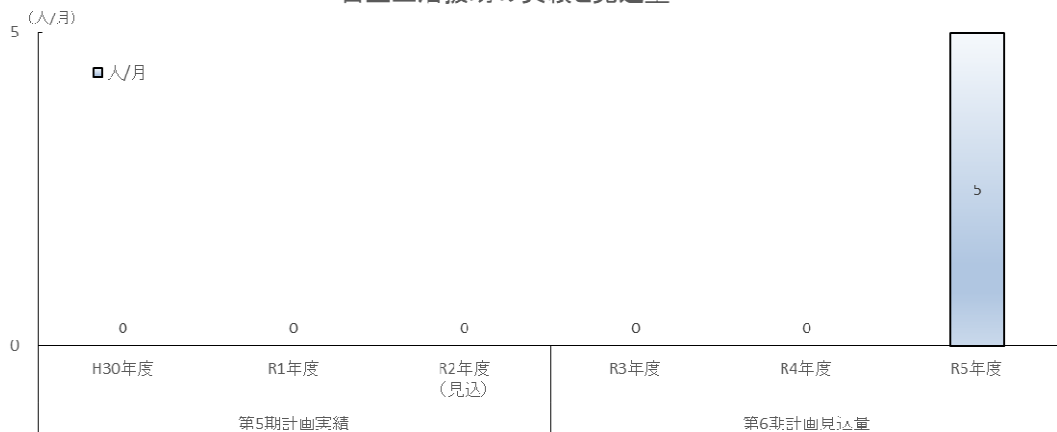
自立生活援助については、地域移行支援利用者の半分程度が利用するものと見込みます。

◆利用見込量

① 自立生活援助

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	5

自立生活援助の実績と見込量



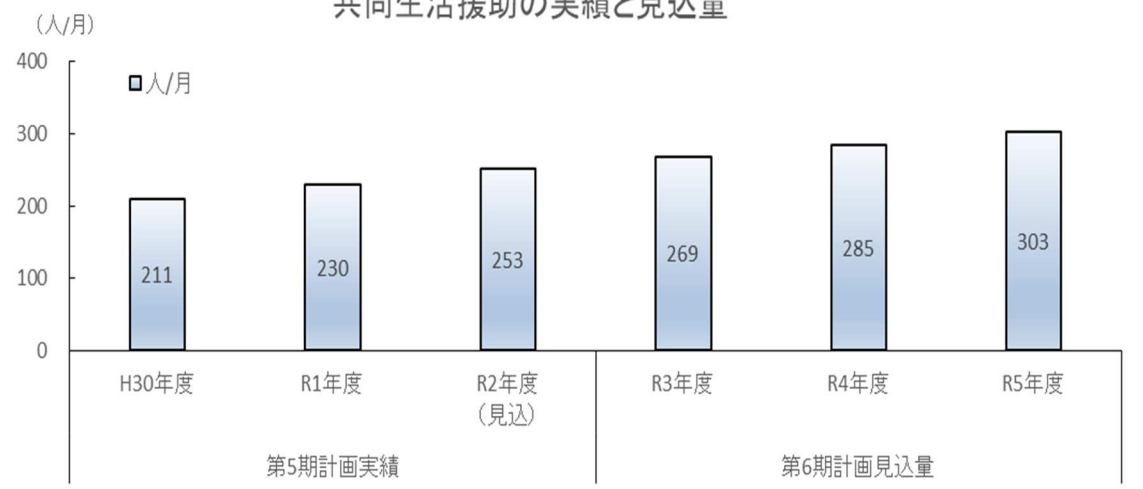
◆見込量の確保の考え方

居住系サービスについては、福祉施設・精神科病院から地域生活への移行を促すとともに、事業者に対しての情報提供などを通してサービスの量及び質的な向上に努めます。

② 共同生活援助

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助	人/月	211	230	253	269	285	303

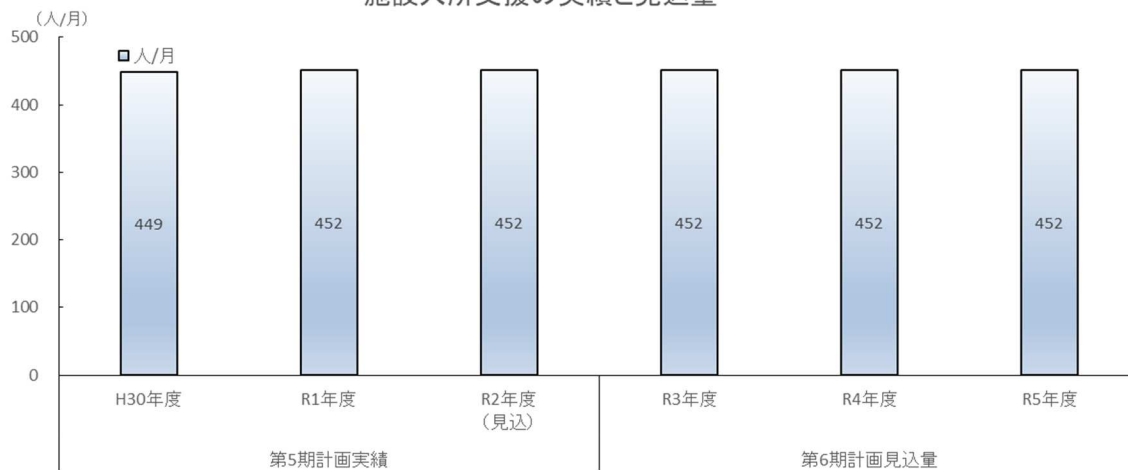
共同生活援助の実績と見込量



③ 施設入所支援

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
施設入所支援	人/月	449	452	452	452	452	452

施設入所支援の実績と見込量



4 相談支援

◆サービス内容

①計画相談支援

障がいのある方が適切な障害福祉サービス等を利用するため、指定特定相談支援事業者が「サービス等利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

②地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある方または精神科病院に入院している精神障がいのある方に対して、住居の確保等の地域における生活に移行するための支援を行います。

③地域定着支援

居宅において単身で生活する障がいのある方等に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の支援を行います。

◆見込量に関する考え方

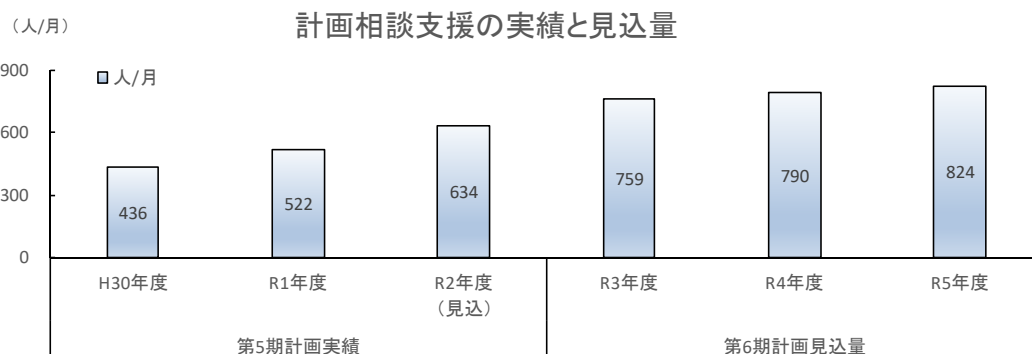
計画相談支援については、平成30年度及び令和元年度の2か年にわたる制度改正に伴い利用回数が急増すると見込みます。令和4年度以降は制度改正前の利用実績等を基礎とした増加傾向が続くものと見込みます。

地域移行支援・地域定着支援については、主たる利用者となる精神障がい者の手帳交付数が増加傾向にあることから、今後も同様の傾向が続くと見込みます。

◆利用見込量

① 計画相談支援

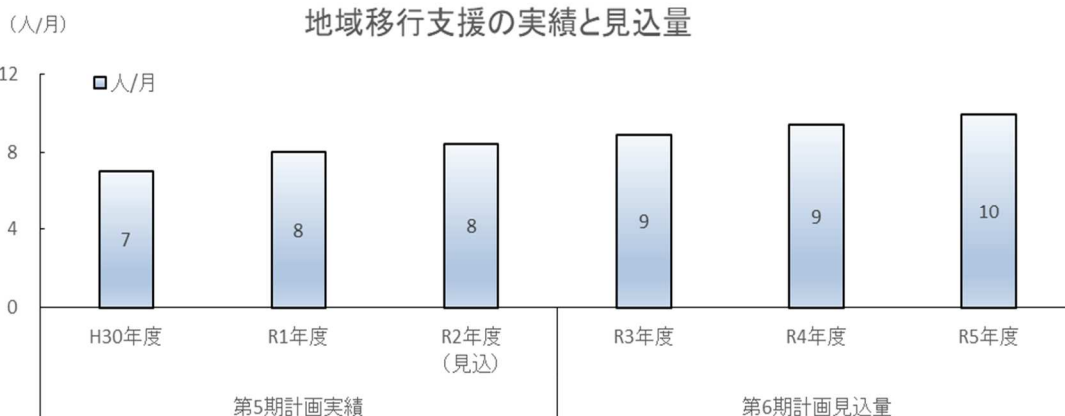
項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	人/月	436	522	634	759	790	824



第5章 障害福祉サービス等の見込量

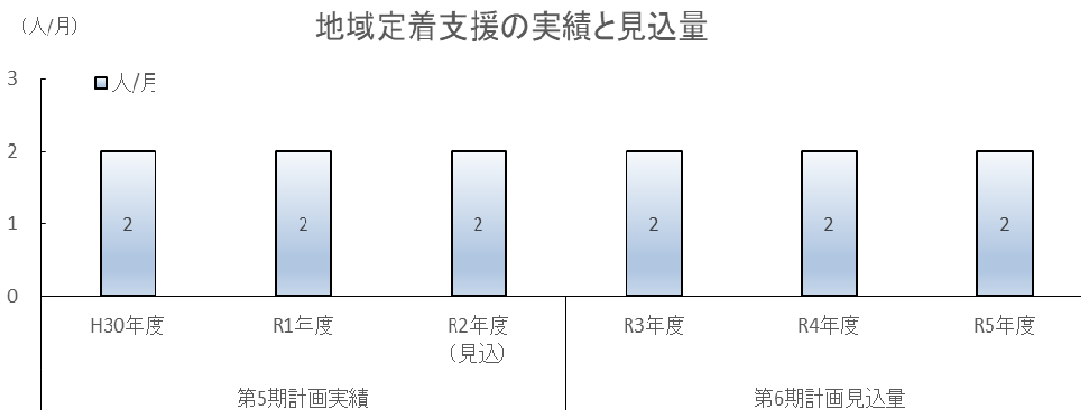
② 地域移行支援

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
地域移行支援	人/月	7	8	8	9	9	10



③ 地域定着支援

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
地域定着支援	人/月	2	2	2	2	2	2



◆見込量の確保の考え方

計画相談支援については、青森市相談支援事業所連絡会議や事例検討会を活用して、情報共有を行うほか、他機関が行う研修への参加を促すなどにより、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援については、障がいのある方の特性や実情に応じた適切な相談支援事業を実施するため、相談支援事業所に対する情報提供などより、相談支援体制の充実に努めます。

精神障がいのある方の地域生活への移行を促進するため、精神科病院や相談支援事業所などで構成する本市の地域相談支援連絡会において意見交換を行うなど、関係機関との連携を強化します。

5 障がい児支援

◆サービス内容

①児童発達支援

就学していない障がいのある児童に対して、児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

②医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童や重度の肢体不自由と知的障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の施設で、児童発達支援及び治療等を行います。

③放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進や活動場所の提供等を行います。

④保育所等訪問支援

保育所や、その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある児童に対して、その施設を訪問し、その施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や施設への指導等を行います。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどにより外出することが著しく困難な障がいのある児童に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行います。

⑥障害児相談支援

障がいのある児童が障害児通所支援を適切に利用することができるよう、「障害児支援利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が増加するなかで、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援が受けられるようコーディネートする人材を配置します。

◆見込量に関する考え方

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、過年度の利用実績等を基礎として、今後も同様に増加傾向が続くものと見込みます。

医療型児童発達支援については、過年度の利用実績等を基礎として、微減傾向が続くものと見込みます。

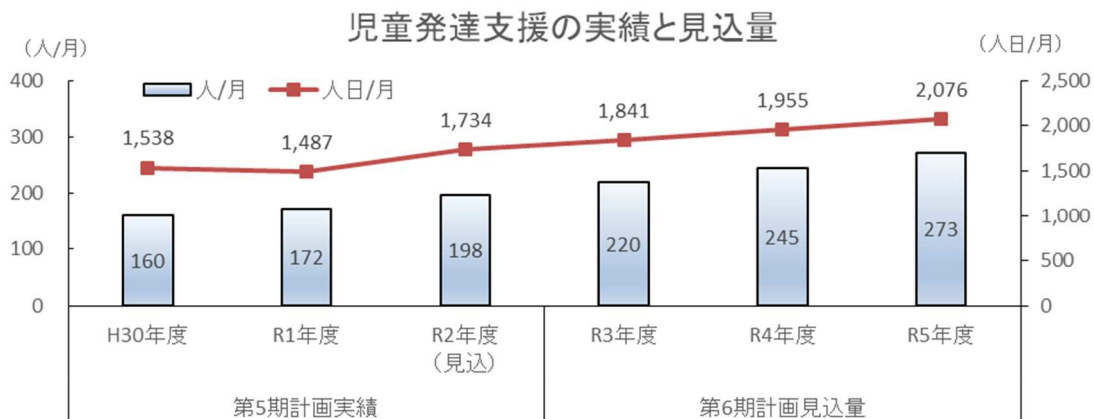
居宅訪問型児童発達支援については、医療型児童発達支援の半分程度の利用と見込みます。

医療的ケア児に対するコーディネーターの配置については、令和5年度の設置を見込みます。

◆利用見込量

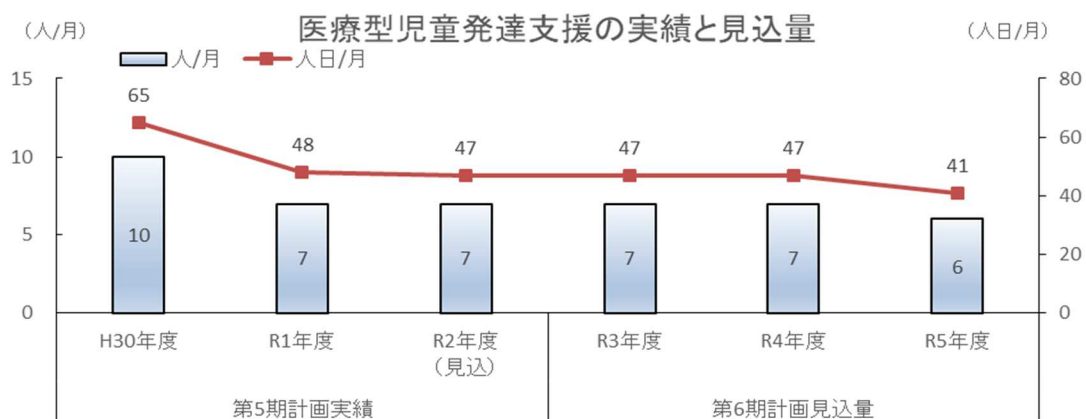
① 児童発達支援

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	人/月	160	172	198	220	245	273
	人日/月	1,538	1,487	1,734	1,841	1,955	2,076



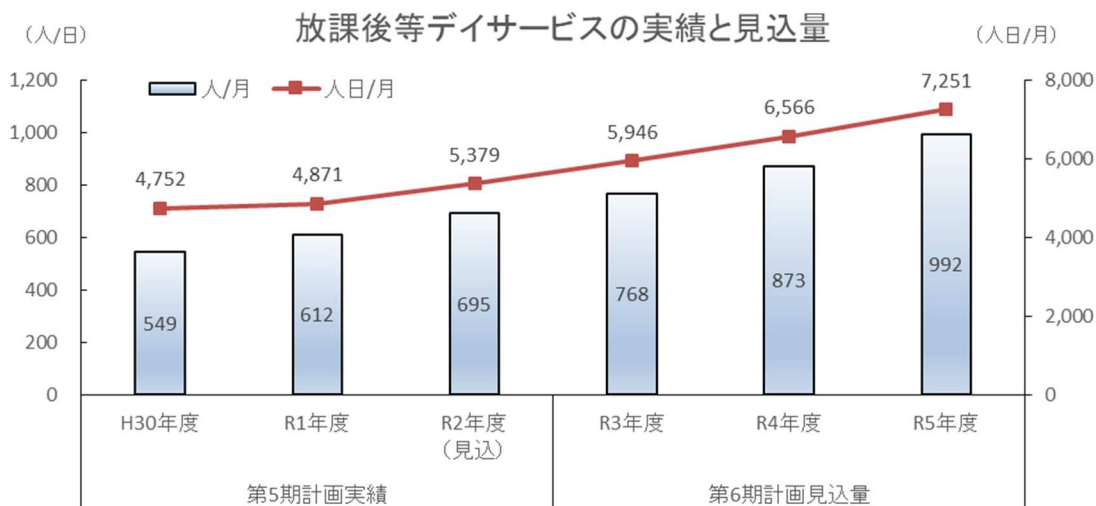
② 医療型児童発達支援

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
医療型 児童発達支援	人/月	10	7	7	7	7	6
	人日/月	65	48	47	47	47	41



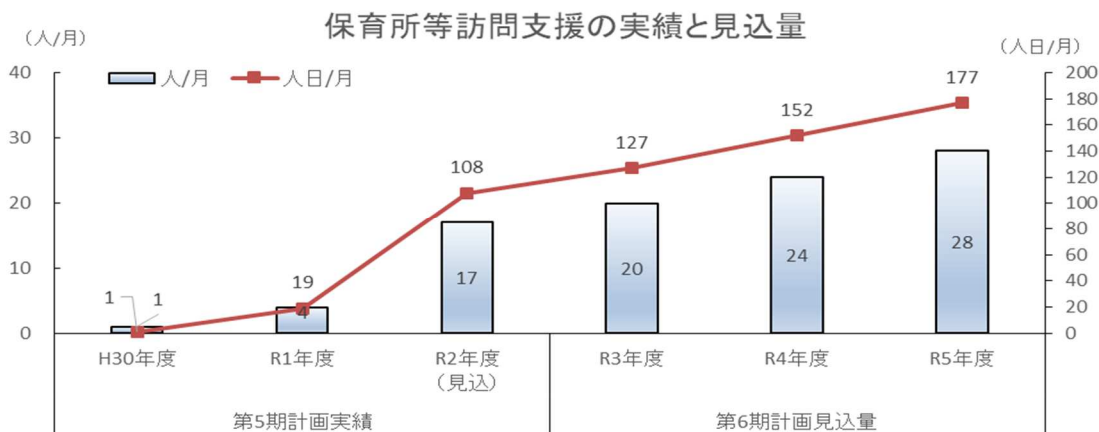
③ 放課後等デイサービス

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
放課後等 デイサービス	人/月	549	612	695	768	873	992
	人日/月	4,752	4,871	5,379	5,946	6,566	7,251



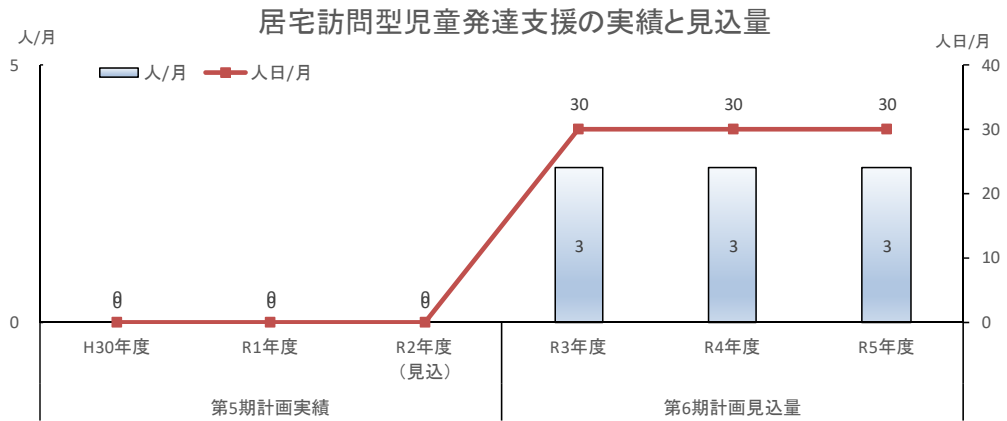
④ 保育所等訪問支援

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
保育所等 訪問支援	人/月	1	4	17	20	24	28
	人日/月	1	19	108	127	152	177



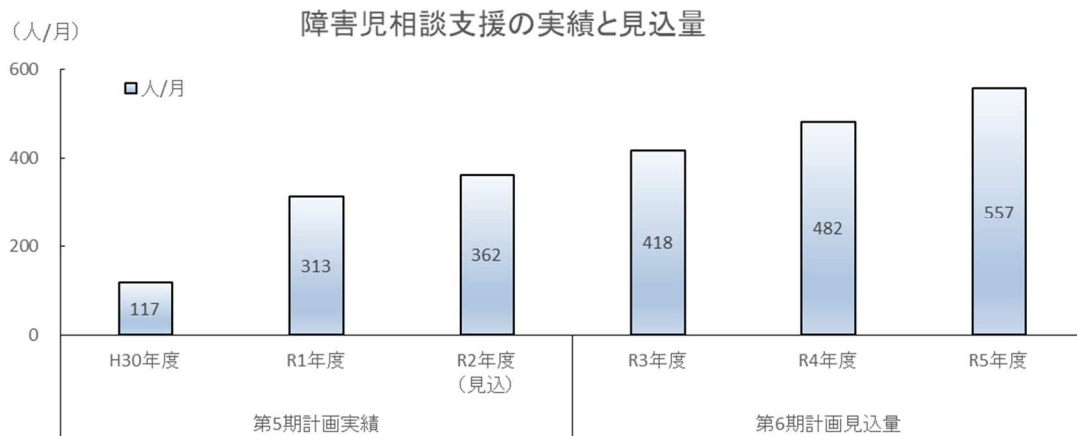
⑤ 居宅訪問型児童発達支援

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	4	4	3
	人日/月	0	0	0	40	40	40



⑥ 障害児相談支援

項目	単位	第5期計画			第6期計画見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
障害児 相談支援	人/月	117	313	362	418	482	557



⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
【令和3年度新設】

項目	単位	第6期計画見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	人	0	0	1

◆見込量の確保の考え方

障がい児支援については、多くのサービスにおいて見込量が伸びていることから、自立支援協議会を活用して、通所支援や特別な支援が必要な障がい児に対する支援の実施形態を検証し、障がいのある児童が、ライフステージに応じて身近な場所で一貫した支援を受けることができるよう、教育・保育等の関係機関との連携を強化していくほか、事業者に対する情報提供や実地指導などを通してサービスの量及び質的な向上に努めます。

Ⅱ 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

障がいのある方のニーズを踏まえ、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な事業を実施することとし、過年度の利用実績等を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、各年度におけるサービスの種類毎の見込量を設定します。

1 必須事業

(1) 障害者に対する理解を深めるための啓発事業

◆サービス内容

障がいのある方等の生活や経験を知って、障がいについて正しく理解し、誰にでもあたたかく接する思いやりの心や、共に支え合って生きていく意識を育むため、小中学生を対象に『福祉読本』を配付するとともに、障害者週間に合わせたパネル展示などを行うほか、障がい者が保育所等を訪問し児童等が意思疎通の仕方に触れ合う機会を設けるなど広く市民への障がいのある方に対する理解を深めるための普及啓発を行います。

◆見込量に関する考え方

「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」において、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるための取組を推進するとともに、「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」により、市、事業者及び市民が共生社会の実現を図っていくこととしており、これまで以上に障がいのある方に対する理解を深めるための啓発事業を実施していく必要があります。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
障害者に対する理解を深めるための啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

◆見込量の確保の考え方

青森市障がい者自立支援協議会を活用し、障がいのある方やその家族が抱える悩みや体験などについて情報を共有するとともに、広く市民にその情報を提供することにより、障がいに対する正しい理解の促進を図ります。

また、障害者週間（12月3日～12月9日）に合わせたパネル展や障がいのある方の手作りした物販の催しの開催、「広報あおもり」、市ホームページへの掲載などによる広報活動、小・中学生を対象とした「福祉読本」の配付、障がいのある方が保育所等訪問を通じ、障がいのある方に対する理解を深めるための啓発に努めます。

(2) 障害者相談支援事業

◆サービス内容

本市では現在、市の窓口及び、地域包括支援センター及び地域活動支援センターI型を併設する指定特定相談事業所 5 箇所において、障がいのある方及びその家族の方のために、各種相談や社会資源等の情報提供、専門機関の紹介などを実施しています。

◆見込量に関する考え方

今後も、市の窓口及び指定特定相談事業所 5 箇所の合わせて 6 箇所において実施します。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度 (見込)	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障害者相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6

◆見込量の確保の考え方

障害者相談支援事業については、障がいのある方及びその家族の方のために、各種相談や社会資源等の情報提供、専門機関の紹介などを行えるよう、引き続き事業を実施します。

(3) 成年後見制度利用支援事業

◆サービス内容

認知症や、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力の不十分な方々の財産管理や身上監護のため、市が申立人となるなど、成年後見制度の円滑な利用を支援します。

◆見込量に関する考え方

今後も需要が高まるものと考えられるため、過年度の利用実績等を基礎として、増加していくものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度 (見込)	R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	7	5	9	10	11	12

◆見込量の確保の考え方

成年後見制度利用支援事業については、関係機関との連携を図りながら、成年後見制度の利用促進を図ります。

(4) 成年後見制度法人後見支援事業

◆サービス内容

成年後見制度の円滑な利用を支援するため、法人後見実施団体の人材育成及び市民後見人の活用を図るための研修を行います。

◆見込量に関する考え方

後見人等の担い手が不足していることや、その支援体制が課題となっていることから、青森圏域連携中枢都市圏事業として、連携町村の法人等にも参加を促すとともに、圏域が一体となった地域活力の向上を図るため、法人後見活動を支援するための研修会を隔年で実施します。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の 有無	無	無	無	有	無	有

◆見込量の確保の考え方

社会福祉法人等の法人後見実施団体やその他関係機関との連携を図りながら、法人後見活動を支援するための研修を実施します。

(5) 意思疎通支援事業

◆サービス内容

①手話通訳者派遣事業

聴覚障がいや音声・言語機能障がいのある方の意思の伝達の手段を確保するため、聴覚障がいのある方等が行う各種手続きや社会参加の場へ手話通訳者を派遣します。

②要約筆記者派遣事業

聴覚障がいや音声・言語機能障がいのある方の意思の伝達の手段を確保するため、話の内容をその場で要約した上で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

③手話通訳者設置事業

聴覚障がいや音声・言語機能障がいのある方の意思の伝達の手段を確保するため、市の窓口到手話通訳者を設置します。

④入院時意思疎通支援事業

意思疎通が困難な障がいのある方が入院した際に、日頃から本人を介護し、本人の意思を医療従事者等に伝えることができるホームヘルパーを意思疎通支援員として医療機関に派遣することにより、医療従事者との意思疎通の円滑化を図ります。

◆見込量に関する考え方

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業については、大幅な増減が見込まれないことから、過年度の平均値で推移するものと見込みます。

手話通訳者設置事業については、3人の手話通訳者を設置すると見込みます。

入院時意思疎通支援事業については、大幅な増減が見込まれないことから、対象者が1名となった場合として見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
手話通訳者派遣事業	件	1,518	1,449	1,446	1,471	1,471	1,471
要約筆記者派遣事業	件	60	78	71	70	70	70
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	3	3	3
入院時意思疎通支援事業	人	0	0	1	1	1	1
	時間	0	0	120	120	120	120

◆見込量の確保の考え方

手話通訳者派遣事業については、本市の特別支援事業として手話通訳者養成研修を継続し、手話通訳者の登録者数の確保に努めます。

要約筆記者派遣事業については、青森県の実施する要約筆記者養成研修修了者に対し、登録を求め登録者の確保に努めます。

入院時意思疎通支援事業については、障がいのある方やそのご家族、相談支援事業所などへ周知するとともに、居宅介護事業所や医療機関との連携を図りながら、入院時における意思疎通支援の提供体制の確保に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業**◆サービス内容**

障がいのある方や難病患者等の方に対して、生活上の不便を解消し、円滑に生活が送れるよう、日常生活用具を給付します。

①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具です。

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、自立生活を支援する用具です。

③在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、在宅療養等を支援する用具です。

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人口喉頭などの、情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具です。

⑤排泄管理支援用具

ストーマ装具などの、排泄管理を支援する用具です。

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

設置に小規模な住宅改修を伴う居宅生活動作等を円滑にする用具です。

◆見込量に関する考え方

日常生活用具給付等事業で給付している用具については、年度によってばらつきが見られ、大幅な増減が見込まれないことから、過年度の利用実績の平均値のまま推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
介護・訓練支援用具	件	32	27	27	29	29	29
自立生活支援用具	件	46	54	53	49	49	49
在宅療養等支援用具	件	40	62	61	62	62	62
情報・意思疎通支援用具	件	41	55	54	50	50	50
排泄管理支援用具	件	7,840	7,631	7,539	7,631	7,631	7,631
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	5	11	12	8	8	8
計	件	8,004	7,840	8,253	7,831	7,831	7,831

◆見込量の確保の考え方

日常生活用具給付等事業については、障がいの状況に応じて必要となる日常生活用具について周知を図るとともに、適切な給付に努めます。

(7) 手話奉仕員養成事業

◆サービス内容

手話教室を開催することにより、聴覚障がいのある方の生活及び関連する福祉制度等についての理解や交流活動の促進を図るとともに、奉仕員を養成します。

◆見込量に関する考え方

手話奉仕員養成事業については、養成研修修了者の大幅な増減が見込まれないことから、事業の定員数で推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
手話奉仕員養成事業	人	60	60	60	60	60	60

◆見込量の確保の考え方

手話奉仕員養成事業については、ろうあ協会等の関係機関との連携を図りながら、手話奉仕員を養成するための研修を実施します。

(8) 障害者外出介護サービス事業

◆サービス内容

重度の視覚障がいや全身性障がい、知的障がい、精神障がいのある方や難病患者等の方に対して、社会生活上、必要不可欠な外出時の付添のヘルパーを派遣します。

◆見込量に関する考え方

年度により多少の増減があることから、過年度の平均値で推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
障害者外出介護サービス事業	人	116	103	100	111	111	111
	時間	18,270	15,732	15,381	17,390	17,390	17,390

◆見込量の確保の考え方

障害者外出介護サービス事業については、外出時の付添ヘルパーを派遣する提供体制の確保に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

◆サービス内容

障がいのある方に、創作的活動や生産活動などの機会を提供し、社会との交流を促進します。

◆見込量に関する考え方

事業所数については、新たな需要見込がないことから、令和元年度実績のまま推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
地域活動支援センター事業	箇所	7	6	6	6	6	6
	人	33,685	30,616	30,616	30,616	30,616	30,616

◆見込量の確保の考え方

地域活動支援センターについては、障がいのある方の地域生活支援を促進するため、引き続き現行の実施団体への支援を行います。

(10) 障害児等療育支援事業

◆サービス内容

障がいのある児童が地域で安心して暮らせるよう、本人や家族等へ専門的な相談や支援として、巡回相談・指導、訪問による健康診査などを行うことにより、身近な地域で療育指導を行います。

◆見込量に関する考え方

障害児等療育支援事業は、過年度の当該サービス提供事業所数の増加と同様の傾向が続くと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
障害児等療育支援事業	箇所	3	4	8	10	12	14

◆見込量の確保の考え方

障害児等療育支援事業については、障がいのある児童やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、事業所数の増加に向けて働きかけに努めます。

(11) 手話通訳者養成研修事業

◆サービス内容

聴覚障がいのある方等の福祉増進と社会参加促進に役立てるため、身体障がい者福祉や手話通訳者の役割等の知識と手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話通訳者を養成します。

◆見込量に関する考え方

手話通訳者養成研修事業については、大幅な増減が見込まれないことから、過年度平均で推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
手話通訳者養成研修事業	人	30	30	30	30	30	30

◆見込量の確保の考え方

手話奉仕員養成研修修了者に対して手話通訳者養成研修の受講を働きかけるとともに、ろうあ協会等の関係機関との連携を図りながら、手話通訳者を養成するための研修を実施します。

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

◆サービス内容

介護者の就労支援及び介護負担の軽減を図るため、障がいのある方に対して、日中の一時的な活動の場を提供します。

◆見込量に関する考え方

これまでと同様に介護者の高齢化が進んでいることから、過年度の増加傾向が続くと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
日中一時支援事業	人/月	135	137	132	138	145	151
	回/年	10,868	9,505	9,266	8,850	8,452	8,073

(2) 福祉ホーム事業

◆サービス内容

家庭や住宅環境などの理由により、居宅において生活することが困難な障がいのある方について、居室その他の設備及び日常生活に必要な便宜を行います。

◆見込量に関する考え方

現在も利用定員に空きがあり、4人の利用に留まっていることから、現状と同様に見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
福祉ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1

(3) 訪問入浴サービス事業

◆サービス内容

身体障がいのある方や難病患者等の方で、移動が困難な方を対象に、居宅において訪問入浴車による入浴サービスを行います。

◆見込量に関する考え方

今後については大幅な増減が見込まれないことから、過年度の平均値で推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
訪問入浴サービス事業	人/年	6	7	8	8	8	8

(4) 点字・声の広報等発行事業

◆サービス内容

重度の視覚障がいのある方に対し、市政情報の点字版や音声版を配布します。

◆見込量に関する考え方

引き続き事業を継続し、障がいのある方に対する情報提供を図るため、今後も、これまでと同様に福祉ガイドブック音声版、広報あおもり及び議会だよりの点字版や音声版作製配布を実施します。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
点字・声の広報等発行事業	実施事業数	7	7	7	7	7	7

(5) 点訳奉仕員養成事業

◆サービス内容

点字教室を開催することにより、視覚障がいのある方の生活及び関連する福祉制度等についての理解や交流活動の促進を図るとともに、奉仕員を養成します。

◆見込量に関する考え方

点訳奉仕員養成事業については、養成研修修了者の大幅な増減が見込まれないことから、過年度の平均値で推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
点訳奉仕員養成事業	人	9	9	9	9	9	9

◆見込量の確保の考え方

点訳奉仕員養成事業については、関係機関との連携を図りながら、点訳奉仕員を養成するための研修を実施します。

(6) 自動車運転免許取得・改造費助成事業

◆サービス内容

①自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある方や難病患者等の方の就労等社会参加の促進を図るため、普通自動車運転免許の取得に要した費用経費の一部を助成します。

②自動車改造費助成事業

身体障がいのある方や難病患者等の方が就労等によって自ら所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等(ハンドルまわり、クラッチなど)の改造をする場合、改造に要した経費の一部を助成します。

◆見込量に関する考え方

大幅な増減が見込まれないことから、過年度の平均値で推移するものと見込みます。

◆利用見込量

区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
自動車運転免許取得・改造費助成事業	件/年	19	24	17	18	18	18

◇任意事業の見込量の確保の考え方

地域生活支援事業の任意事業については、これまでの取組に加え、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所その他の関係機関との連携を図りながら、障がいのある方が地域で安心した生活ができるよう各事業に取り組みます。

青森市障がい福祉計画第6期計画

【発行年月】 令和3年3月発行

【編集・発行】 青森市福祉部障がい者支援課

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号

電 話 017-734-2317

FAX 017-734-5329